無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領(土工編) (案)

平成29年3月

国土交通省

はじめに

情報化施工は、情報通信技術の適用により高効率・高精度な施工を実現するものであり、工事施工中においては、施工管理データの連続的な取得を可能とするものである。そのため、施工管理においては従来よりも多くの点で品質管理が可能となり、これまで以上の品質確保が期待される。

施工者においては、実施する施工管理にあっては、施工管理データの取得によりトレーサビリティが確保されるとともに、高精度の施工やデータ管理の簡略化・書類の作成に係る負荷の軽減等が可能となる。また、発注者においては、従来の監督職員による現場確認が施工管理データの数値チェック等で代替可能となるほか、検査職員による出来形・品質管理の規格値等の確認についても数値の自動チェックが今後可能となるなどの効果が期待される。

また、近年はレーザーで距離の測定を行えるトータルステーション以外にも、面的な広範囲の計測が容易なレーザースキャナー(以下、「LS」という。)技術や無人航空機を用いた写真測量についても利用が進んでいる。そこで、情報化施工の項目のひとつとして、無人航空機搭載型レーザースキャナー(以下「UAVレーザー」という)を利用した地形測量および出来形計測・出来高算出方法を整理した。この方法は、従来の巻尺、レベルあるいはTSを用いる方法に比べて、以下の優位性をもつ。

- (1) 計測の準備作業が軽減でき、また計測時間も短いために測量作業が大幅に効率化する。
- (2) 測量結果を3次元CADで処理することにより、鳥瞰図や縦断図・横断図など、ユーザの必要なデータが抽出できる。

一方、UAVレーザーを用いた計測では、従来の巻尺、レベルやTSによる計測に比べて以下の 留意点がある。

- (1) 計測箇所をピンポイントに計測できない
- (2) 取得データの計測密度にばらつきがある。
- (3) 強風や雨などの天候により計測できない。
- (4) 航空法等の規制により利用できない地域がある。

本管理要領を用いた施工管理の実施にあたっては、本管理要領の主旨、記載内容をよく理解するとともに、実際の施工管理においては、機器の適切な調達および管理等を行うとともに、適切な施工管理の下で施工を行うものとする。

今後、現場のニーズや本技術の活用目的に対し、更なる機能の開発等技術的発展が実現されることが期待され、その場合、本管理要領も適宜内容を改善していくこととしている。

なお、本管理要領は発注者が行う監督・検査に関する要領と併せて作成しており、監督・検査については、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)」を参照していただきたい。

次

目	次	
第1編	共通編	1
第1	章 総則	1
第	1節 総則	1
	1-1-1 目 的	1
	1-1-2 適用の範囲	2
	1-1-3 本管理要領に記載のない事項	3
	1-1-4 用語の解説	4
	1-1-5 施工計画書	10
	1-1-6 監督職員による監督の実施項目	12
	1-1-7 検査職員による検査の実施項目	13
	2節 UAVレーサーによる測定方法	
	1-2-1 機器構成	14
	1-2-2 出来形管理用TLS本体の計測性能及び精度管理	
	1-2-3 点群処理ソフトウェア	
	1-2-4 3次元設計データ作成ソフトウェア	
	1-2-5 出来形帳票作成ソフトウェア	22
	1-2-6 工事基準点の設置	
	3節 UAVレーザーによる工事測量	
	1-3-1 起工測量	
	1-3-2 岩線計測	
	1-3-3 部分払い用出来高計測	
第	4節 UAVレーザーによる出来形管理	29
	1-4-1 3次元設計データの作成	29
	1-4-2 3次元設計データの確認	
	1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測	
	1-4-4 UAVレーザーによる出来形計測箇所	
	5節 出来形管理資料の作成	
	1-5-1 出来形管理資料の作成	
	1-5-2 数量算出	
	1-5-3 電子成果品の作成規定	
	6節 管理基準及び規格値等	
	1-6-1 出来形管理基準及び規格値	
	1-6-2 品質管理及び出来形管理写真基準	
	章 土工	
	1節 道路土工	
	2-1-1 適用の範囲	
	2-1-2 UAVレーザーによる出来形計測	
	2-1-3 出来形計測箇所	54

2-1-4 出来形管理基準及び規格値55
2-1-5 品質管理及び出来形管理写真基準57
第2節 河川・海岸・砂防土工58
2-2-1 適用の範囲58
2-2-2 UAVレーザーによる出来形計測
2-2-3 出来形計測箇所60
2-2-4 出来形管理基準及び規格値61
2-2-5 品質管理及び出来形管理写真基準63
第2編 参考資料64
第 1 章 参考文献64
第2章 3次元設計データチェックシート65
第1節 道路土工65
第2節 河川土工66
第3章 3次元設計データの照査結果資料の一例67
第1節 道路土工67
・工事基準点リスト(チェック入り)67
第 2 節 河川土工71
・工事基準点リスト(チェック入り)71
第4章 UAVレーザーの精度確認試験実施手順書および試験結果報告書75

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 目 的

本管理要領は、無人航空機搭載型レーザースキャナー(以下、「UAVレーザー」という)を用いた出来形計測および出来形管理が、効率的かつ正確に実施されるために、以下の事項について明確化することを主な目的として策定したものである。

- 1) UAVレーザーを用いた出来形計測の基本的な取扱い方法や計測方法
- 2) 計測点群データの処理方法
- 3) 各工種における出来形管理の方法と具体的手順、出来形管理基準及び規格値

【解説】

本管理要領は、UAVレーザーを用いた出来形計測および出来形管理・出来高算出の方法を規定するものである。

UAVレーザーによる出来形計測は、被計測対象の地形を短時間かつ高密度に取得した出来形計測点群(3次元座標値)から、3次元CADや同様のソフトウェアを用いて、出来形を面的に把握、出来形数量などを容易に算出することが可能となり、従来の施工管理手間の大幅な削減と、詳細な地形や出来形の形状取得が可能で、従来の巻尺・レベルによる幅・長さの計測や、高さの計測は不要である。

以上のようにUAVレーザーおよび3次元データが扱えるソフトウェア等の利用効果は大きいが、UAVレーザーは計測対象点を指定した計測が出来ないことや強風や降雨など天候によっては飛行計測できないこと、計測間隔が均一でないといった特徴、ソフトウェアを用いた大量の計測点群データの処理が必要なことから、従来の巻尺・レベルによる出来形管理の方法とは異なる出来形計測手順や管理基準を明確に示す必要がある。

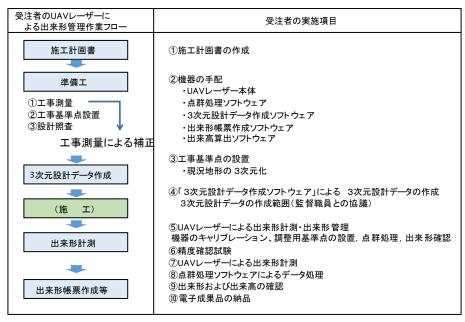


図 1-1 UAVレーザーによる計測の手順

1-1-2 適用の範囲

本管理要領は、受注者が行うUAVレーザーを用いた出来形計測および出来形管理に適用する。

【解説】

1) 測定方法

本管理要領では、 $UAV\nu$ ーザー以外のTSやRTK-GNSS、<math>TLS、空中写真測量(UAV)等による出来形の測定方法については対象外とする。

2) 対象となる作業の範囲

本管理要領で示す作業の範囲は、図1-2の実線部分(施工計画、準備工の一部、出来形計測 および完成検査準備、完成検査)である。しかし、UAVレーザーを用いた出来形の把握、出来 高の確認は施工全体の工程管理や全体マネジメントに有効であり、図1-2の破線部分(工事測量・丁張り設置、施工)においても、作業の効率化が期待できる。作業の効率化は情報化施工の目的に合致するものであり、本管理要領はUAVレーザーを日々の出来形把握、出来高把握等の自主管理等に活用することを何ら妨げない。

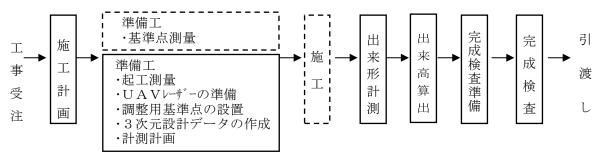


図 1-2 本管理要領の対象となる業務の範囲

1-1-3 本管理要領に記載のない事項

本管理要領に定められていない事項については、以下の基準によるものとする。

- 1)「土木工事共通仕様書」(国土交通省各地方整備局)
- 2)「土木工事施工管理基準及び規格値」(国土交通省各地方整備局)
- 3)「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)
- 4)「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省各地方整備局)
- 5)「工事完成図書の電子納品等要領」(国土交通省)
- 6)「国土交通省公共測量作業規程」(国土交通省)
- 7)「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)」 (国土交通省)
- 8)「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(国土交通省)
- 9)「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院 平成28年3月)
- 注1) 上記基準類の名称は各地方整備局で若干異なります。
- 注2)「国土交通省 公共測量作業規程」(国土交通省) は、「作業規程の準則」を準用する。

【解説】

本管理要領は、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準及び規格値」、「写真管理基準 (案)」及び「土木工事数量算出要領(案)」で定められている基準に基づき、UAVレーザーを 用いた出来形管理の実施方法、管理基準等を規定するものとして位置づける。本管理要領に記載のない事項については関連する基準類に従うものとする。

1-1-4 用語の解説

本管理要領で使用する用語を以下に解説する。

【UAV(無人航空機)】

UAV(無人航空機)は、人が搭乗することなく飛行できる航空機であり、自律制御あるいは、地上からの遠隔操作によって飛行することができる。無人航空機にデジタルカメラを搭載することで、空中写真測量に必要となる写真を空中から撮影することができる。

【UAVレーザー】

UAVレーザー測量システムはUAVに搭載されたGNSS、IMU、レーザースキャナー、地上に設置される固定局またはVRS受信器によって構成される。その原理は、GNSSとIMUによりUAVの位置と姿勢を、レーザースキャナーにより左右にスキャンしながら地上までのレーザー光の反射方向と地上までの距離を計算し、これらの装置の関係付け(キャリブレーション)と計測データの解析によりレーザー光反射位置の標高を解析するものである。

[LS]

レーザースキャナーの略。1台の機械で指定した範囲にレーザーを連続的に照射し、その反射波より対象物との相対位置(角度と距離)を面的に取得できる装置のことである。TSのようにターゲットを照準して計測を行わないため、特定の変化点や位置を選択して計測することができない場合が多い。

[TS]

トータルステーション(Total Station)の略。1台の機械で角度(鉛直角・水平角)と距離を同時に測定することができる電子式測距測角儀のことである。計測した角度と距離から未知点の座標計算を瞬時に行うことができ、計測データの記録および外部機器への出力ができる。標定点調整用基準点の座標取得、および実地検査に利用される。

【UAVレーザーを用いた出来形管理】

UAVレーザーを用いて被計測対象の3次元形状の取得を行うことで、出来形や数量を面的 に算出、把握する管理方法である。

【3次元設計データ】

3次元設計データとは、道路中心線形又は法線(平面線形、縦断線形)、出来形横断面形状、工事基準点情報および利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状とともに、それらをTINなどの面データで出力したものである。

【TINデータ】

TIN (不等三角網)とは、Triangular Irregular Network の略。TINは、地形や出来 形形状などの表面形状を3次元座標の変化点標高データで補間する最も一般的なデジタルデ ータ構造である。TINは、多くの点を3次元上の直線で繋いで三角形を構築するものである。 TINは、構造物を形成する表面形状の3次元座標の変化点で構成される。

【3次元設計データ】

3次元設計データとは、道路中心線形または法線(平面線形、縦断線形) 、出来形横断面 形状、工事基準点情報及び利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状 とともに、それらをTINなどの面データで出力したものである。

【3次元設計データの構成要素】

3次元設計データの構成要素は、主に、平面線形、縦断線形、横断面形状であり、これらの構成要素は、設計成果の線形計算書、平面図、縦断図及び横断図から仕上がり形状を抜粋することで、必要な情報を取得することができる。3次元設計データは、これらの構成要素を用いて面的な補間計算を行い、TINで表現されたデータである。図に3次元設計データと作成するために必要な構成要素を示す。

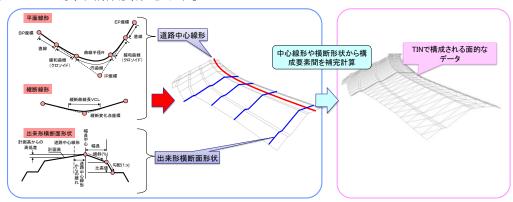


図 1-3 3次元設計データのイメージ(道路土工の場合)

【道路中心線形】

道路の基準となる線形のこと。平面線形と縦断線形で定義され、3次元設計データの構成要素の一つとなる。

【法線】

堤防、河道及び構造物等の平面的な位置を示す線のこと。平面線形と縦断線形で定義され、 基本設計データの一要素となる。

【平面線形】

平面線形は、道路中心線形又は法線を構成する要素の1 つで、道路中心線形又は法線の平面的な形状を表している。道路中心線形の場合、線形計算書に記載された幾何形状を表す数値データでモデル化している。平面線形の幾何要素は、道路中心線形の場合、直線、円曲線、緩和曲線(クロソイド)で構成され、それぞれ端部の平面座標、要素長、回転方向、曲線半径、クロソイドのパラメータで定義される。

【縦断線形】

縦断線形は、道路中心線形又は法線を構成する要素の1 つで、道路中心線形又は法線の縦断的な形状を表している。縦断形状を表す数値データは縦断図に示されており、縦断線形の幾何要素は、道路中心線形の場合、縦断勾配変位点の起点からの距離と標高、勾配、縦断曲線長又は縦断曲線の半径で定義される。

【出来形横断面形状】

平面線形に直交する断面での、土工仕上がり、法面等の形状である。現行では、横断図として示されている。

【計測点群データ (ポイントファイル)】

UAVレーザーで計測した地形や地物を示す3次元座標値の計測点群データ。CSVやLandxmlなどで出力される点群処理ソフトウェアなどでのデータ処理前のポイントのデータである。

【出来形評価用データ (ポイントファイル)】

UAVレーザーで計測した計測点群データから不要な点を削除し、さらに出来形管理基準を満たす点密度に調整したポイントデータである。専ら出来形の評価と出来形管理資料に供する。

【出来形計測データ(TINファイル)】

UAVレーザーで計測した計測点群データから不要な点を削除し、不等三角網の面の集合体 として出来形地形としての面を構築したデータのことをいう。数量算出に利用する。

【起工測量計測データ (TINファイル)】

UAVレーザーで計測した計測点群データから不要な点を削除し、不等三角網の面の集合体 として着工前の地形としての面を構築したデータのことをいう。数量算出に利用する。

【出来形管理資料】

3次元設計データと出来形評価用データを用いて、設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れ等の出来形管理基準上の管理項目の計算結果(標高較差の平均値など)と出来形の良否の評価結果、および設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを表した分布図を整理した帳票、もしくは3次元モデルをいう。

【点群処理ソフトウェア】

UAVレーザーを用いて計測した3次元座標点群から樹木や草木、建設機械や仮設備等の不要な点を除外するソフトウェアである。また、整理した3次元座標の点群を、さらに出来形管理基準を満たす点密度に調整したポイントデータ、および当該点群にTINを配置し、3次元の出来形計測結果を出力するソフトウェアである。

【3次元設計データ作成ソフトウェア】

3次元設計データ作成ソフトウェアは、出来形管理や数量算出の基準となる設計形状を示す 3次元設計データを作成、出力するソフトウェアである。

【出来形帳票作成ソフトウェア】

3次元設計データと出来形評価用データを入力することで、設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れの算出と良否の判定が行える情報を提供するとともに、計測結果を出来形管理資料として出力することができる。

【出来高算出ソフトウェア】

起工測量結果と、3次元設計データ作成ソフトウェアで作成した3次元設計データ、あるいは点群処理ソフトウェアで算出した出来形結果を用いて出来高を算出するソフトウェアである。

【オリジナルデータ】

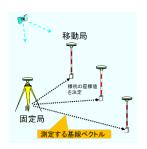
使用するソフトウェアから出力できるデータのことで、使用するソフトウェア独自のファイル形式あるいは、オープンなデータ交換形式となる。例えば、LandXML は、2000年1月に米国にて公開された土木・測量業界におけるオープンなデータ交換形式である。

【GNSS(Global Navigation Satellite System/汎地球測位航法衛星システム)】

人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称。米国が運営する GPS 以外にも、ロシアで開発運用している GLONASS、ヨーロッパ連合で運用している Galileo、日本の準天頂衛星(みちびき)も運用されている。

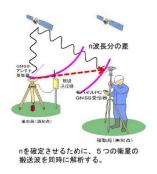
【キネマティック法】

キネマティック法とは、図のようにGNSS受信機を固定点に据付け(固定局)、他の1台を 用いて他の観測点を移動(移動局)しながら、固定点と観測点の相対位置(基線ベクトル)を 求める方法である。



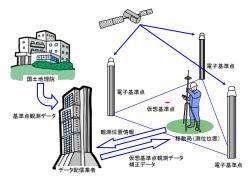
[RTK-GNSS]

RTKとは、リアルタイムキネマティックの略で、衛星測位から発信される搬送波を用いた 計測手法である。既知点と移動局にGNSSのアンテナを設置し、既知点から移動局への基腺 ベクトル解析により、リアルタイムに移動局の座標を計算することができる。



【ネットワーク型RTK-GNSS】

RTK-GNSSで利用する基地局を仮想点として擬似的に作成することで、基地局の設置を削減した計測方法のこと。全国に設置された電子基準点のデータを元に、移動局の近隣に仮想的に基地局を作成し、基地局で受信するデータを模擬的に作成する。これを移動局に配信することでRTK-GNSSを実施可能となる。このため、既知点の設置とアンテナは不要だが、仮想基準点の模擬的な受信データ作成とデータ配信、通信料に関する契約が別途



[VRS]

RTK-GNSSの基準局として公共の電子基準点を活用する方式で、移動局位置を求める対象範囲を包括する3点以上の電子基準点のデータから、測位現場付近にあると想定する基準局を仮想的に解析して、この仮想基準局の測位結果と基線ベクトルデータを解析して、移動局に無線通信する方式である。

【2周波GNSS】

GNSSの衛星から送信されてくる電波(搬送波)には、周波数の異なる2種類の電波(L1、L2)がある。L1、L2ともに受信し測位に用いることのできるGNSSを2周波GNSSと呼ぶ。

[IMU]

IMU (慣性計測装置) とは、Inertial Measurement Unit の略。三軸の傾きと加速度を計測することにより、計測器の相対的な位置情報と姿勢を計測するものである。

【工事基準点】

監督職員より指示された基準点を基に、受注者が施工及び施工管理のために現場及びその周辺に設置する基準点をいう。

【調整用基準点】

UAVレーザーで計測した相対形状を3次元座標に変換する際に用いる座標点である。基準点あるいは工事基準点と対応付けするために、基準点あるいは工事基準点からTS等によって測量する。標高調整用と水平調整用の2種類がある。標高調整用基準点は、z座標が既知であり、点群データの標高の調整に用いられる。また、水平調整用基準点は、x,y座標が既知であり、点群データの平面位置の調整に用いられる。

【レーザー入射角】

UAVレーザーから発射されたレーザーと被計測対象の入射角を示す。レーザーの入射角が小さくなると計測精度が低下するなどの影響を及ぼす。また、計測距離が遠くなることによっても計測精度の低下を招く恐れがある。

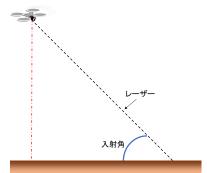


図 1-4 UAVレーザーの位置と計測面との入射角

【レーザー拡散角】

UAVレーザーに搭載されているLSから照射されるレーザービームは通常LS本体から離れる程ビームが拡散し、ビーム径が大きくなる。このレーザービームが大きくなる角度をLS拡散角という。

【有効計測角】

UAVレーザーによる計測では計測対象面に対するレーザーの入射角が小さくなるほど計測精度が低下する傾向がある。よって、水平に近い地表面を計測する場合、UAVから鉛直下方に照射されるレーザーの計測精度が最も良く、逆に鉛直下方に対して角度がついたレーザーほど精度が低下する。そのため、鉛直下方に対してある程度角度がついたレーザーによる計測値を除外し計測精度を保つ手法をとる。このとき計測値を除外しないレーザーの照射角度の範囲を有効計測角という。

【有効計測幅】

計測対象面を水平な地表面とした場合の、有効計測角内のレーザーによって計測される横断 方向の幅のこと。

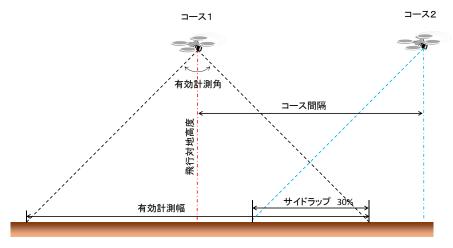


図 1-5 有効計測幅

【レバーアーム】

UAVレーザーに搭載されているLS、GNSS、IMUの相対的配置のこと。

【ボアサイトキャリブレーション】

I MUの三軸(x 軸, y 軸, z 軸)とLSの三軸との角度差を求める作業であり、LSにI MU を取りつけた場合、その都度実施する必要がある。

1-1-5 施工計画書

受注者は、施工計画書および添付資料に次の事項を記載しなければならない。

1) 適用工種

適用工種に該当する工種を記載する。適用工種は、「2-1-1 適用の範囲」「2-2-

- 1 適用の範囲」を参照されたい。
- 2) 適用区域及び適用種別

本管理要領による、3次元計測範囲、出来形管理を行う範囲を記載する。

- 3) 出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値、出来形管理写真基準 契約上必要な出来形計測を実施する出来形管理箇所を記載する。また、該当する出来形管 理基準及び規格値・出来形管理写真基準を記載する。
- 4) 使用機器・ソフトウェア UAVレーザーの計測性能、機器構成及び利用するソフトウェアを記載する。
- 5) 飛行計画

UAVレーザーによる計測時の飛行経路、飛行高度、レーン間の計測範囲重複度等を記載する。

【解説】

1) 適用工種

本管理要領による適用工種に該当している工種を記載する。

2) 適用区域及び適用種別

本管理要領により、3次元計測を行う範囲を明記する。また、平面図上に当該工事の土工範囲を示し、本管理要領による出来形管理範囲と「土木工事施工管理基準及び規格値」による出来形管理範囲を塗り分ける。

3次元計測範囲は土工部分を周囲に5m程度広げた範囲を基本とし、施工エリア全体としても良い。

3) 出来形計測箇所、出来形管理基準及び規格値・出来形管理写真基準

「設計図書」及び「出来形管理基準及び規格値」の測定基準に基づいた出来形計測箇所を記載 する。自主管理するための任意の計測箇所については、記載不要である。

また、UAVレーザーを用いた出来形管理を行う範囲については、本管理要領に基づく出来形管理基準及び規格値、出来形管理写真基準を記載する。

4) 使用機器・ソフトウェア

UAVレーザーを用いた出来形管理を効率的かつ正確に実施するためには、必要な性能を有し適正に管理されたLS及び必要かつ確実な機能を有するソフトウェアを利用することが必要である。受注者は、施工計画書に使用する機器構成を記載すると共に、その機能・性能などを確認できる資料を添付する。

① 機器構成

受注者は、本管理要領を適用する出来形管理で利用する機器及びソフトウェアについて、施工計画書に記載する。

② UAVレーザー本体

受注者は、出来形管理用に利用するUAVレーザーに使用されているGNSS測量機が2周波GNSSであること。

- a. UAVレーザーの計測性能は使用しているIMU、LS等により大きく異なる。また、計測精度に関する仕様の記載方法も標準化されていない。さらに、計測時の飛行対地高度等の計測条件により、計測精度が異なる。このため、本管理要領では、第4章「UAVレーザーの精度確認試験実施手順書」に示す精度確認試験を実施し、所要の精度を満足する機器を確認試験と同じ対地飛行高度等の計測条件にて、使用できることとする。
- b. 精度管理について、器械本体の動作やシステムに不具合が無いことを確認するために、U AVレーザーを製造するメーカーが推奨する定期点検を実施し、その有効期限内であること を示す記録を添付する。

③UAV (無人航空機)

受注者は、撮影計測計画を満足する揚重能力および飛行時間を確保できる機体を使用すること。また、航空機の高航行の安全確保のために、「無人航空機の飛行に関する許可の承認の審査要領」許可要件に準じた飛行マニュアルを施工計画書の添付資料として提出すること。UAVの保守点検を実施し、その有効期限内であることを示す記録を添付する。UAVの保守点検は、1年に1回以上。製造元等による点検を行うこととする。

④ソフトウェア

受注者は、本管理要領に対応する機能を有するソフトウェアであることを示すメーカーのカタログあるいはソフトウェア仕様書を、施工計画書の添付資料として提出する。

5) 飛行計画

受注者は、本管理要領により利用するUAVレーザーについては以下の項目に留意し、飛行計画を作成することとする。

- ・所定の予測精度が確保できる飛行経路及び飛行高度等の算出結果 (1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測 参照)
- ・調整用基準点の概観及び設置位置、調整用基準点位置の測定方法を示した設置計画
- ・計測区域を完全にカバーするよう飛行コースを設定する。

1-1-6 監督職員による監督の実施項目

本管理要領を適用した、UAVレーザーによる出来形管理における監督職員の実施項目は、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)」の「5 監督職員の実施項目」による。

【解説】

監督職員は、本管理要領に記載されている内容を確認及び把握をするために立会し、又は資料等の提示を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

受注者は、監督職員による本管理要領に記載されている内容を確認、把握、及び立会する上で 必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

監督職員の実施項目は下記に示すとおりである。

- 1) 施工計画書の受理・記載事項の確認
- 2) 基準点の指示
- 3) 設計図書の3次元化の指示
- 4) 工事基準点等の設置状況の把握
- 5) 3次元設計データチェックシートの確認
- 6) 精度確認試験結果報告書の把握
- 7) 出来形管理状況の把握

1-1-7 検査職員による検査の実施項目

本管理要領を適用した、UAVレーザーによる出来形管理における検査職員の実施項目は、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)」の「6 検査職員の実施項目」による。

【解説】

本管理要領の実施に係る工事実施状況の検査では、施工計画書等の書類により監督職員との所定の手続きを経て、出来形管理を実施したかを検査する。

出来形の検査に関して、出来形管理資料の記載事項の検査を行う。

また、出来形数量の算出においても、本管理要領で算出された数量を用いて良いものとする。 受注者は、当該技術検査について、監督職員による監督の実施項目の規定を準用する。 検査職員の実施項目は下記に示すとおりである。

- 1) 出来形計測に係わる書面検査
- ・UAVレーザーを用いた出来形管理に係わる施工計画書の記載内容
- ・設計図書の3次元化に係わる確認
- ・UAVレーザーを用いた出来形管理に係わる工事基準点等の測量結果等
- ・3次元設計データチェックシートの確認
- ・UAVレーザーを用いた出来形管理に係わる精度確認試験結果報告書の確認
- ・UAVレーザーを用いた出来形管理に係わる「出来形管理図表」の確認
- ・品質管理及び出来形管理写真の確認
- ・電子成果品の確認
- 2) 出来形計測に係わる実地検査
 - ・検査職員が任意に指定する箇所の出来形検査

第2節 UAVレーサーによる測定方法

1-2-1 機器構成

本管理要領で用いるUAVレーザーによる出来形管理のシステムは、以下の機器で構成される。

- 1) UAVレーザー
- 2) 点群処理ソフトウェア
- 3) 3次元設計データ作成ソフトウェア
- 4) 出来形帳票作成ソフトウェア
- 5) 出来高算出ソフトウェア

【解説】

図 1-6にUAVレーザーを用いた出来形管理で利用する機器の標準的な構成を示す。

1) UAVレーザー

 $UAV\nu$ ーザーは、UAV本体やUAVを操作するためのコントローラー、UAVに搭載する LS、IMU、GNSS等、飛行計測するための装置である。

2) 点群処理ソフトウェア

UAVVーザーで取得した複数回の3次元点群の結合や、3次元座標の点群から樹木や草木、建設機械や仮設備等の不要な点を除外するソフトウェアである。また、整理した3次元座標の点群にTIN(不等三角網)を配置し、3次元の出来形計測結果を出力するソフトウェアである。なお、ソフトウェアを動作するためのパソコンは、性能によっては、データ処理に膨大な時間を要する場合もあるため、ソフトウェアの推奨動作環境(CPU, GPU, YEU など)に留意すること。

- 3) 3次元設計データ作成ソフトウェア
 - 3次元設計データ作成ソフトウェアは、出来形管理や数量算出の基準となる設計形状を示す 3次元設計データを作成・出力するソフトウェアである。
- 4) 出来形帳票作成ソフトウェア
- 3)で作成した3次元設計データと、2)で算出した出来形評価用データの各ポイントの離れを算出することで、出来形の良否判定が可能な出来形分布図などを作成するソフトウェアである。
- 5) 出来高算出ソフトウェア

別途計測した起工測量結果と、3)で作成した3次元設計データ、あるいは、2)で算出した出来形結果を用いて出来高を算出するソフトウェアである。

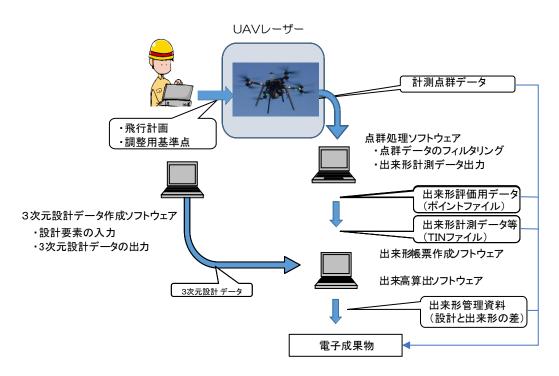


図 1-6 UAVレーザーによる出来形管理機器の構成例

1-2-2 出来形管理用TLS本体の計測性能及び精度管理

UAVレーザーによる出来形計測で利用するUAVレーザー本体は下記の測定精度と同等以上の性能を有し、適正な精度管理が行われている機器であること。受注者は、本管理要領に基づいて出来形管理を行う場合は、利用するUAVレーザーの性能について、監督職員に提出すること。以下に、出来形管理で利用するUAVレーザーに要求される性能基準を示す。

GNSS:2周波GNSSを使用していること

(カタログ記載に加え、第 2 編 第 4 章 UAV レーザーの精度確認試験実施手順書および試験結果報告書による現場確認を行うこと。)

【解説】

1) 計測性能

UAVレーザーの計測性能は多様であることと、使用しているIMUやLSが高精度であるほど高価格となる傾向もあり、各現場の状況に併せて適用可能な機器を選定することが重要となる。また、LSの計測性能について、製造メーカーなどが発行するカタログなどで概ね確認することができるが、現状では定められた機器仕様の記述様式、機器検定手法がないことから、利用前に以下の確認を行うこととする。

- a. 既知点を用いた精度確認:受注者は、実際に計測に用いる機器で実際に計測する際に設定する対地飛行高度、UAVレーザーの有効レーザー射出角度にて、既知点を設置し既知点の座標とUAVレーザーによる計測結果との差が所要の精度以内であるかを確認する(詳細は第2編 第4章 UAVレーザーの精度確認試験実施手順書および試験結果報告書 精度確認試験実施手順に記載)。受注者は、UAVレーザーを用いた出来形管理の実施前に上記の精度確認試験を実施し、その結果について、別添様式-2を用いて提出する。
- b. 事前確認の実施: a. の現場での計測性能の確認以外に、上記と同様の手法で事前確認を実施しても良い。この場合は、出来形計測の実施前の6ヶ月以内に実施した確認結果を別添様式-2にて提出すること。

2) 測定精度

UAVレーザーを構成するLS、GNSS、IMUの管理が適正に行われていることを確認する書類を提出する。現状では、公的な精度管理の仕組みが存在しないことから製造メーカーによる機器の作動点検等の記録を提出する。点検の頻度は、メーカーの推奨期間内であること。

1-2-3 点群処理ソフトウェア

本管理要領で利用する点群処理ソフトウェアは、計測点群データから樹木や草木、仮設構造物などの出来形とは関係のない不要点を除外する機能や、3次元の出来形評価用データ及び出来形計測データを出力する機能を有していなければならない。

【解説】

UAVレーザーの特徴は、短時間に大量の3次元座標点群を測定することが可能な点である。 しかし、取得される大量の点群には出来形管理には関係のない部分の地形や構造物、樹木や草木、 建設機械や作業員、仮設構造物などの不要な点やノイズなどが含まれており、必要な計測データ だけを抽出することが必要となる。不要点の排除にあたっては、不要な点のみを抽出し、本来の 出来形データまで削除しないように配慮する必要がある。以下に本管理要領に基づくデータ処理 の概念とデータ処理に必要な主な機能を示す。

1) 計測データの不要点削除

①対象範囲外のデータ削除

UAVレーザーの計測は取得範囲をランダムに計測するために、被計測対象物以外の構造物のデータを含んでいる。そこで、計測結果から不要な計測データを削除する作業を行う。

削除の方法は、点群処理ソフトウェアを用い、計測点群データの3次元的な鳥瞰図を見なが ら、対象範囲外のデータかどうかを目視確認し、選択、削除する方法が一般的である。



図 1-7 対象範囲外のデータ削除

③ 点群密度の変更 (データの間引き)

UAVレーザーの特徴としては、近距離の計測結果は密となり遠距離では粗となる場合がある。すべての計測点群データを利用しても良いが、全てのデータを用いることでコンピュータの処理を著しく低下させてしまう場合は、類似の座標データから代表点を抽出して点群密度を減らす作業を行っても良い。

出来形計測データについては、0.01m2 あたり1点以上、数量算出に用いる岩線計測データ及び起工測量計測データについては、0.25m2 あたり1点以上、出来形評価用データとしては1m2 あたり1点以上の点密度が確保できる程度まで点群密度を減らして良い。密度の変更方法は、用途によって様々な手法が開発されているが、座標値を変更するような処理をとってはならない。例えば、平面範囲(例えば出来形評価の計測密度である1 m²以内で鉛直方向の最下点や中央値を抽出することはよいが、平均処理を行ってはならない(出来形評価用データで以下のグリッドデータ化による場合は除く)。

④ グリッドデータ化

出来形評価用データとしては、点群密度の変更による方法の他に、内挿により格子状に加工することにより、1 m2 あたり 1 点程度のデータとすることが出来る。この場合以下のいずれかの方式によることが出来る

• 再近隣法

グリッド点から最も近い点の標高値を採用

• 平均法

内挿するグリッドからある検索範囲内にある計測点群データの標高の平均値を標高値 として採用。このとき検索範囲はグリッド格子間隔の2倍程度を限度とする。

·TIN法

計測点群データから発生させたTINを用いて、平面座標として内挿するグリッドが 含まれる三角形上の標高値を採用

• 逆距離加重法

計測点群データ各点から一定距離内の各点群に対し、グリッドまでの距離に応じた重みを付けて内挿する方法。一定距離については、はグリッド格子間隔の2倍程度を限度とする。



図 1-8 点群データの密度を均一にする方法(例)

2) 計測点群データの合成

現場での計測結果が複数ある場合にひとつの計測点群データとして取りまとめる。複数スキャンのまとめ方については、大きく2つの方法がある。

①各スキャンで個別の3次元座標に変換した結果をひとつの点群に合成

各スキャンで調整用基準点や基準点等を利用して3次元座標へ変換しておき、単純に計測点 座標群を合成する。

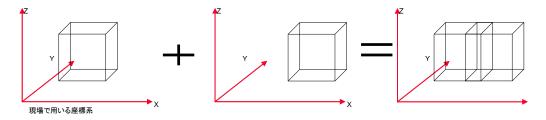


図 1-9 現場座標系に変換された結果を合成する方法

② 複数スキャン内の特徴点を用いて合成を行ったのちに3次元座標に変換

複数のスキャンで共通に取得されている特徴点や調整用基準点を基準に点群を合成する手法である。各スキャンから同じ特徴点を抽出してマッチングさせる。この手法では、特徴点の抽出時のずれや計測誤差により、合成時のゆがみなどが生じる場合などもあることから実施時には注意が必要である(合成時の誤差や偏差について、各ソフトウェアで解析する機能などがあるので参照する)。

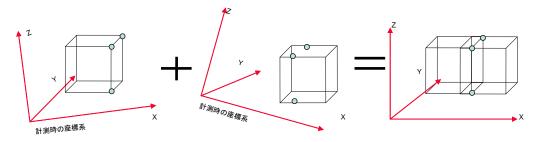


図 1-10 複数のスキャンに含まれる調整用基準点を基準に合成する方法

3) 面データ(出来形計測データ、起工測量計測データ、岩線計測データ)の作成

計測点群データの不要点削除が終了した点群を対象にTIN(不等三角網)を配置し、地形や 岩区分境界あるいは出来形の面データを作成する。自動でTINを配置した場合に、現場の出来 形形状と異なる場合は、TINの結合方法を手動で変更しても良い。

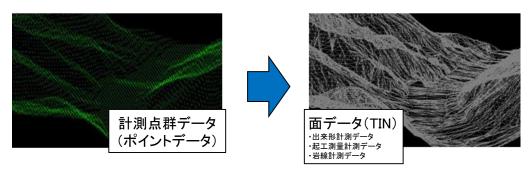


図 1-11 計測点群データをTINデータに変換する方法

1-2-4 3次元設計データ作成ソフトウェア

3次元設計データ作成ソフトウェアは、出来形管理や数量算出の基準となる設計形状を示す 3次元設計データを作成・出力することができ、以下の機能を有することとする。

- 1) 3次元設計データ等の要素読込(入力)機能
- 2) 3次元設計データ等の確認機能
- 3) 設計面データの作成機能
- 4) 3次元設計データの作成機能
- 5) 座標系の変換機能
- 6) 3次元設計データの出力機能

【解説】

面的な出来形管理および数量算出を実現するためには、基準となる3次元設計データを作成でき、作成した設計データと設計図面との照合確認が可能な3次元設計データ作成ソフトウェアが必要となる。ここでいう3次元設計データは、中心線形データ、横断形状データ、及び構造物を形成する表面形状の3次元座標の変化点で構成される「TINデータ」で表現される。

- 1) 3次元設計データ等の要素読込(入力)機能
 - ①座標系の選択機能
 - 3次元設計データの座標系を選択する機能。
 - ②平面線形の読込(入力)機能

設計図面に示される法線の平面線形を読込(入力)できる機能。なお、線形の幾何要素は、 直線区間(開始点、終了点)と曲線区間(開始点、IP点、終了点)等で定義される。

③縦断線形の読込(入力)機能

設計図面に示される法線の縦断線形を読込(入力)できる機能。なお、線形の幾何要素は、 縦断勾配変化点の累加距離、標高、縦断曲線長(または縦断曲線半径)で定義される。

④横断形状の読込(入力)機能

設計図面に示される横断形状を読込(入力)できる機能。なお、横断形状の幾何要素は、中心線形(平面線形)を基準に、センターからの離れ距離(起点からの終点に向け右側を+、左側を-)と勾配(あるいは比高)などで定義される。

⑤現況地形データの読込 (入力) 機能

起工測量で得られた計測点群データあるいは面データを読込(入力)できる機能。

2) 3次元設計データ等の確認機能

上記1)で読み込んだ(入力した)中心線形データ(平面線形データ、縦断線形データ)、横断形状データと出力する3次元設計データを重畳し、同一性を確認するために入力値比較や3次元表示が確認できる機能。

3) 設計面データの作成機能

上記1)で読み込んだ(入力した)3次元設計データの幾何要素から設計の面データを作成する機能。本管理要領でいう面データは、TIN(不等辺三角網)データとする。

4) 3次元設計データの作成機能

上記3)で読み込んだ設計面データと起工測量データに基づく、3次元設計データを作成する機能。

5) 座標系の変換機能

3次元設計データを、上記1)で選択した座標系に変換する機能。

6) 3次元設計データの出力機能

上記 4) ~ 5) で作成・変換した 3 次元設計データを LandXML 形式や使用するソフトウェア等のオリジナルデータで出力する機能。

1-2-5 出来形帳票作成ソフトウェア

本管理要領で利用する出来形帳票作成ソフトウェアは、取得した出来形評価用データと3次元設計データの面データとの離れを算出し、出来形管理基準上の管理項目の計算結果(標高較差の平均値等)と出来形の良否の評価結果、及び設計形状の比較による出来形の良否判定が可能な出来形分布図を出力する機能を有していなければならない。

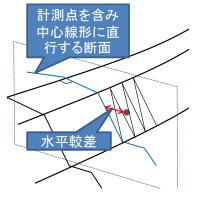
【解説】

3次元のポイントデータによる出来形評価用データと3次元設計データを重ねて表示することで出来形の良否判定を行う。特に、UAVレーザーによる計測では、法肩や法尻などの変化点を特定した計測ができないことから、従来の幅員や法長、端部の基準高さという管理項目での良否判定法では比較できない。このことから、3次元設計面と出来形評価用データの各ポイントとの離れ(標高較差あるいは水平較差)により出来形の良否判定を行う。出来形管理基準上の管理項目の計算結果(標高較差の平均値等)と出来形の良否の評価結果、及び設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを評価範囲の平面図上にプロットした分布図を整理した帳票(出来形管理図表)、もしくは属性情報として出来形管理基準上の管理項目の計算結果を表示できる3次元モデルのビューアファイルを出来形管理資料として出力する。

- 1) 出来形管理基準上の管理項目の計算結果の出力
 - ①3次元設計データから管理を行うべき範囲(平場、天端、法面(小段含む)の部位別)を抽出する。
 - ②部位別に3次元設計データと出来形評価用データの各ポイントとの離れ(標高較差あるいは水平較差)を計算し、平均値、最大値、最小値、データ数、評価面積及び棄却点数を出力する。標高較差は、各ポイントの標高値と、平面座標と同じ設計面上の設計標高値との差分として算出し、水平較差は、当該ポイントを含み、かつ「法面や構造物の位置をコントロールする線形」に直交する平面上で設計面の横断を見たとき、当該ポイントと同一標高値の横断上の点との距離として算出する。

ここで「法面や構造物の位置をコントロールする線形」とは、道路中心、幅員中心、堤防 法線、並びに法肩や法尻及び道路端部を結ぶ線形のことをいう。

③「1-5-1出来形管理資料の作成」にある出来形管理図表の様式を満足する項目を表形式で印刷、または3次元モデルの属性情報として表示する。



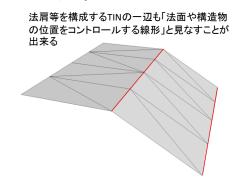


図 1-12 水平較差の算出ロジックのイメージ 図 1-13 位置をコントロールする線形

2) 出来形分布図

- ①3次元設計データから管理を行うべき範囲(平場、天端、法面(小段含む)の部位別)を抽出する。
- ②部位別に3次元設計データと出来形評価用データの離れの計算結果を出来形評価用データのポイント毎に分布図として表示する。
- ③分布図が具備すべき情報としては「1-5-1出来形管理資料の作成」にある出来形管理図表の様式を参考として、以下のとおりとする。
 - ・評価範囲全体が含まれる平面図(舗装の各層毎に別葉とする。)
 - ・離れの計算結果の規格値に対する割合示すヒートマップとして-100%~+100%の範囲で出来形評価用データのポイント毎に結果示す色をプロットするとともに、色の判例を明示する。
 - ・±50%の前後、±80%の前後が区別できるように別の色で明示する。
 - ・規格値の範囲外については、-100%~+100%の範囲とは別の色で明示する。
 - ・発注者の求めに応じて規格値の 50%以内に収まっている計測点の個数、規格値の 80%以 内に収まっている計測点の個数について図中の任意の箇所に明示できることが望ましい。
 - ・規格値が正負いずれかしか設定されていない工種についても、正負を逆転した側に規格値が存 在するものとして表示することが望ましい。

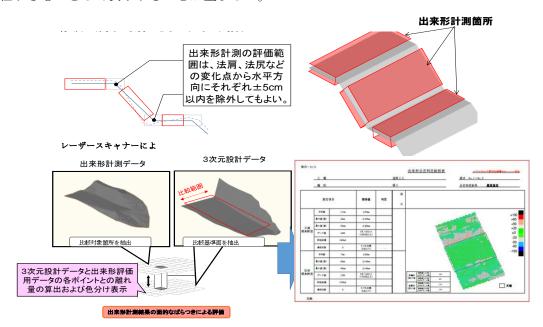


図 1-14 面的な出来形管理分布図のイメージ

1-2-6 工事基準点の設置

本管理要領に基づく出来形管理で利用する工事基準点は、監督職員に指示を受けた基準点を使用して設置する。

出来形管理で利用する工事基準点の設置にあたっては、国土交通省公共測量作業規程に基づいて 実施し、測量成果、設置状況と配置箇所を監督職員に提出して使用する。

【解説】

UAVレーザーによる出来形管理では、現場に設置された工事基準点を用いて3次元座標値への変換を行う。このため、出来形の計測精度を確保するためには、現場内に4級基準点又は、3級水準点と同等以上として設置した工事基準点の精度管理が重要である。工事基準点の精度は、「国土交通省公共測量作業規程」の路線測量を参考にし、これに準じた。

工事基準点の設置に際し、受注者は、監督職員から指示を受けた基準点を使用することとする。 なお、監督職員から受注者に指示した4級基準点及び3級水準点(山間部では4級水準点を用い ても良い)、もしくはこれと同等以上のものは、国土地理院が管理していなくても基準点として扱 う。

工事基準点の設置時の留意点としては、UAVレーザーの調整用基準点を効率的に計測できる位置にTSが設置可能なように工事基準点を複数設置しておくことが有効である。また、本管理要領に基づく出来形管理では出来形計測精度の確保を目的に、調整用基準点を計測する場合は基準点からTSまでの距離、調整用基準点からTSまでの計測距離(斜距離)についての制限を、3級TSを利用する場合は100m以内(2級TSは150m)とする(TSを用いた出来形管理要領より引用)。

第3節 UAVレーザーによる工事測量

1-3-1 起工測量

1) 起工測量の実施

受注者は、設計照査のために地盤の地形測量を実施する。計測密度は $0.25 \,\mathrm{m}^2$ ($50 \,\mathrm{cm} \times 50 \,\mathrm{cm} \times 90 \,\mathrm{m}$) あたり $1 \,\mathrm{点以}$ 上とする。なお、起工測量時のその他の実施事項については、「1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測」を準用するものとし、「6) 精度確認 b. 三次元計測データの点検」については $\pm 100 \,\mathrm{mm}$ 以内であればよい。

2) 起工測量計測データの作成

受注者は、UAVレーザーで計測した現況地形の計測点群データから不要な点を削除し、TINで表現される起工測量計測データを作成する。データ処理方法は、II-2-3 点群処理 ソフトウェア」の手順を参照されたい。

【解説】

本管理要領では、着工前の現場形状を把握するための起工測量を面的な地形計測が可能なLSを用いて実施する。面的なデータを使用した設計照査を実施する際は、当該工事の設計形状を示す3次元設計データについて、監督職員との協議を行い、設計図書として位置付ける。

1) 起工測量の実施

起工測量時の測定精度は、10 cm 以内とし、計測密度は $0.25 \text{ m}2 (50 \text{ cm} \times 50 \text{ cm} \times 9)$ ュ)あたり 1 点以上とする。また、調整用基準点は4 級基準点および3 級水準点(山間部では4 級水準点相当)と同等の測量方法により計測する。その他の実施事項および作業上の留意点については、「1-4-3 U A V レーザーによる出来形計測」を参照されたい。

2) 起工測量計測データの作成

受注者は、計測した点群座標の不要点削除が終了した計測点群データを対象にTINを配置し、起工測量計測データを作成する。自動でTINを配置した場合に、現場の地形と異なる場合は、TINの結合方法を手動で変更してもよい。また、管理断面間隔より狭い範囲においては、点群座標が存在しない場合は、数量算出において平均断面法と同等の計算結果が得られるようにTINで補間してもよいものとする。

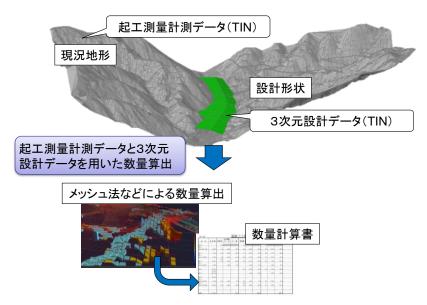


図 1-15 設計照査のための数量算出イメージ

1-3-2 岩線計測

UAVレーザーでは岩線を判別できるオルソ画像や色つき点群が計測できないため、岩線計測は適用対象外とする。

1-3-3 部分払い用出来高計測

1) 部分払い出来高計測の実施

受注者は、出来高部分払い方式を選択した場合で、簡便な数量算出方法として $UAV\nu$ ーザーによる地形測量を利用できる。この場合、出来高計測の実施事項は「 $1-4-3UAV\nu$ ーザーによる出来形計測」を準用することを基本とするが、簡便な数量算出方法として、計測に基づく算出値を100%計上しない場合、「6)精度確認 b.三次元計測データの点検」の精度は ± 200 mm以内でであればよい。計測密度は 0.25m²(50cm $\times 50$ cm 4y22)あたり 1点以上とする。このときの部分払い出来高算出結果については、算出値の 9割を上限に計上してもよいこととする。

【解説】

出来高部分払いについては、精度を落として算出数量を控除してでも、簡便な方法を望む意見があり、精度確認方法のみ規定することとした。算出値の9割の根拠はH27実験値による。

1) 部分払い出来高計測の実施

部分払い出来高計測の実施時の測定精度は、x, y, z それぞれ 20cm 以内とし、計測密度は 0.25m2 ($50cm \times 50cm$ メッシュ) あたり 1 点以上とする。なお、その他の作業方法と作業上の留意点については、「1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測」を参照されたい。

第4節 UAVレーザーによる出来形管理

1-4-1 3次元設計データの作成

受注者は、発注者から貸与された設計図書(平面図、縦断図、横断図等)や線形計算書等を基に3次元設計データを作成する。

【解説】

受注者は、出来形管理で利用する工事基準点、平面線形、縦断線形、出来形横断面形状の設定を 行い、出来形評価用データとの比較が可能な3次元設計データの作成を行う。以下に、3次元設計 データ作成時の留意事項を示す。

1) 準備資料

3次元設計データの作成に必要な準備資料は、設計図書の平面図、縦断図、横断図等と線形計算書等である。準備資料の記載内容に3次元設計データの作成において不足等がある場合は、監督職員に報告し資料提供を依頼する。また、隣接する他工事との調整も必要に応じて行うこと。

2) 3次元設計データの作成範囲

3次元設計データの作成範囲は、工事起点から工事終点及びその外縁に線形要素の起終点がある場合はその範囲までとし、横断方向は構築物と地形との接点までの範囲とする。設計照査段階で取得した現況地形が発注図に含まれる現況地形と異なる場合、及び余盛りや法面保護堤(盛土法肩部に法面の雨水侵食防止のために構築する小堤)等を実施する場合については、監督職員との協議を行い、その結果を3次元設計データの作成に反映させる。

3) 3次元設計データの要素データ作成

3次元設計データの作成は、設計図書(平面図、縦断図、横断図)と線形計算書に示される情報から幾何形状の要素(要素の始点や終点の座標・半径・クロソイドパラメータ・縦断曲線長、横断形状等)を読み取って、作成する。

出来形横断面形状の作成は、UAVレーザー計測を実施する範囲で全ての管理断面及び断面変化点(拡幅などの開始・終了断面や切土から盛土への変更する断面)について作成する。3次元設計データの作成にあたっては、設計図書を基に作成したデータが出来形の良否判定の基準となる事から、当該工事の設計形状を示すデータについて、監督職員の承諾なしに変更・修正を加えてはならない。

4) 3次元設計データ (TIN) の作成

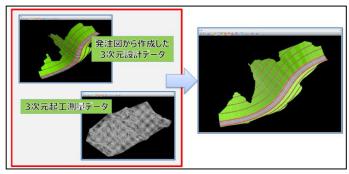
入力した要素データを基に面的な3次元設計データ(TIN)を作成する。TINは3角の平面の集合体であるため、曲線部では管理断面の間を細かい断面に分割して3次元設計データ化

する必要がある。このため、線形の曲線 区間においては必要に応じて横断形状 を作成した後にTINを設定する(例え ば、間隔5m毎の横断形状を作成した後 にTINを設定する)。

5) 地形情報

UAVレーザー等による起工測量結果を3次元設計データ作成ソフトウェ

果を 3 次元設計データ作成ソフトウェアに読み込み、作成した 3 次元設計データと重 2 1-16 3 次元データの重畳イメージ



畳し比較した上で、盛土及び切土と地形の擦付け部分が発注図に含まれる現況地形と異なる場合については、監督職員との協議を行い、その結果を3次元設計データの作成に反映させる。

6) 数量算出

作成した 3 次元設計データは、契約図書として位置付けられるものであるため、数量を再計算しておく必要がある。3 次元設計データに基づく数量計算結果が当初数量と変更があった場合は、設計変更の対象となる。工事数量の算出方法は「1-5-2 数量算出」を参照のこと

7) 設計変更について

設計変更で設計形状に変更があった場合は、その都度、3次元設計データを編集し変更を行う。 このとき、最新の3次元設計データの変更理由、変更内容、変更後の基本設計データファイル名 は確実に管理しておくこと。

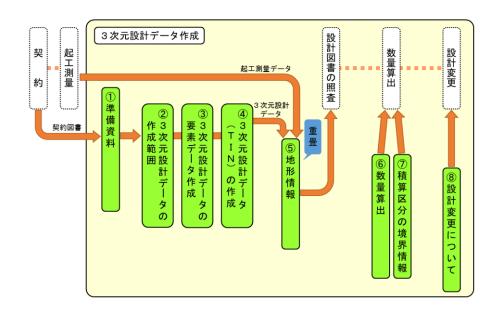


図 1-17 3次元データの流れ

1-4-2 3次元設計データの確認

受注者は、3次元設計データの作成後に、3次元設計データの以下の1)~5)の情報について、設計図書(平面図、縦断図、横断図等)や線形計算書等と照合するとともに、監督職員に3次元設計データチェックシートを提出する。また、設計図書を基に作成した3次元設計データが出来形の良否判定の基準となることから、監督職員との協議を行い、作成した3次元設計データを設計図書として位置付ける。

- 1) 工事基準点 2) 平面線形
- 3) 縦断線形
- 4) 出来形横断面形状

5) 3次元設計データ

【解説】

3次元設計データの間違いは出来形管理に致命的な影響を与えるので、受注者は3次元設計データが設計図書と照合しているかの確認を必ず行うこと。

3次元設計データの照合とは、3次元設計データが設計図書を基に正しく作成されているものであることを確認することである。3次元設計データと設計図書の照合結果については、本管理要領のチェックシートおよび照査結果資料(道路工事においては線形計算書、河川工事においては法線の中心点座標リスト、その他共通の資料として平面図、縦断図、横断図のチェック入り)(第2編 第2章 及び第3章参照)に記載する。

また、受注者は、前述の資料の他、3次元設計データと設計図書との照合のための資料を整備・保管するとともに、監督職員から3次元設計データのチェックシートを確認するための資料請求があった場合は、確認できる資料を提示するものとする。

さらに、設計変更等で設計図書に変更が生じた場合は、3次元設計データを変更し、確認資料 を作成する。

確認項目を以下に示す。照合は、設計図書と3次元設計データ作成ソフトウェアの入力画面の 数値又は出力図面と対比して行う。

1) 工事基準点

工事基準点は、名称、座標を事前に監督職員に提出している工事基準点の測量結果と対比し、 確認する。

2) 平面線形

平面線形は、線形の起終点、各測点及び変化点(線形主要点)の平面座標と曲線要素について、 平面図及び線形計算書と対比し、確認する。

3) 縦断線形

縦断線形は、線形の起終点、各測点及び変化点の標高と曲線要素について、縦断図と対比し、 確認する。

4) 出来形横断面形状

出来形横断面形状は、出来形形状の幅(小段幅も含む)、基準高、法長を対比し、確認する。 設計図書に含まれる全ての横断図について対比を行うこと。確認方法は、ソフトウェア画面上で 対比し、設計図書の寸法記載箇所にチェックを記入する方法や、3次元設計データから横断図を 作成し、設計図書と重ね合わせて確認する方法等を用いて実施する。

5) 3次元設計データ

UAVレーザーを用いた出来形管理の該当区間の3次元設計データの入力要素(工事基準点、中心線形データや横断形状データ)と3次元設計データ(TIN)を重畳し、同一性が確認可能な3次元表示した図を提出する。

1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測

受注者は、UAVレーザーを用いて、出来形計測を行う。

1) 飛行計画

 $UAV\nu$ ーザーは、IMU、LSの性能に応じて精度が左右されるため、事前確認により要求精度を確保できる範囲で、飛行計画を立案する。

2) 調整用基準点の設置・計測

調整用基準点を用いてUAVレーザーによる計測結果の水平、標高の調整するために調整用基準点を設置する。調整用基準点は、平坦で明瞭な地点を選定し工事基準点からTSを用いて計測を行う。また、調整用基準点はUAVレーザーによる出来形計測中は動かないように固定すること。

3) 地上固定局の設置

UAVレーザーは、LSの位置をキネマティック法で求めるために必要な地上固定局を設置するものとする。地上固定局は、電子基準点、仮想点、施工現場へ設置した基準局を使用するものとする。また、地上固定局のデータ取得間隔は1秒1エポックとする。

4) UAVレーザーシステムの確認

UAVレーザーを構成するGNSS、IMU、LSのキャリブレーション等を行う

5) UAVレーザー計測の実施

 $UAVレーザー計測の実施にあたっては、航空法に基づく「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の許可要件に準じた飛行マニュアルを作成し、マニュアルに沿って安全に留意して行うこととする。出来形計測は、計測対象範囲内で <math>100 cm^2$ ($10 cm \times 10 cm$ メッシュ)あたり 1 点以上の計測点が得られる設定で計測を行う。また、1 回の計測距離は、1-2-2 で実施した精度確認の距離範囲内とする。

6)精度確認

UAVレーザーで計測した点群データについて、コース間較差や調整用基準点における較差等を確認する。

【解説】

UAVレーザーによる計測は、GNSS、IMU、LSの組み合わせによる3次元データ計測となるため、複合的な要因により計測精度が決まる。GNSSの性能は、衛星の捕捉状況、機体のノイズ成分の影響により精度が低下する恐れがある。IMUの性能はレーザー発射時の姿勢角に影響し、レーザー計測データ端部の精度低下の原因となる。ロール、ピッチ成分は主に標高精度に影響し、ヘディング成分は、水平精度に影響する。また、LSは、ビームの拡散角の大きさが測距精度に影響する。このような精度低下の要因に留意した上で計測計画の立案することが重要となる。

1) 飛行計画

UAVレーザーで使用するGNSS、IMU、LSの性能に応じて計測諸元を作成し飛行計画を立案する。

計測諸元

・飛行対地高度	(m)
• 飛行速度	(m/秒)
・LS拡散角	(mrad)
・IMUの精度(ロール角)	(度)
・IMU の精度(ピッチ角)	(度)
・IMU の精度 (ヘディング角)	(度)
・スキャン回転数	(回転/秒) ポリゴンミラーの回転数
・レーザー発光回数	(回数)
• 有効計測角	(度)
• 有効計測幅	(m)
・コース間隔	(m)
・計測点密度(進行方向、横断方向)	(cm)

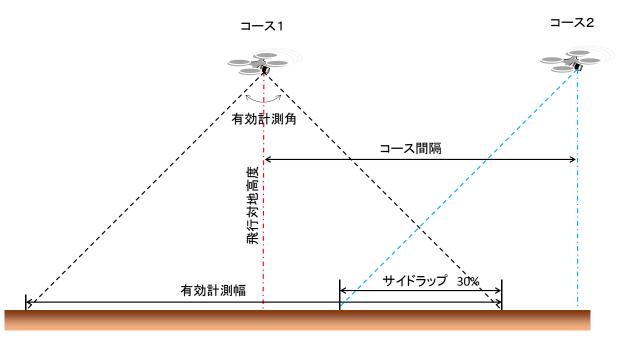


図 1-18 計測諸元

飛行対地高度は、飛行空域の状況、IMUとLSの性能により決定する。

計測データの相対的な精度の確保と計測データが欠測しないよう、計測コース間のラップは30%を目標とし、必ず隣接するコースに重なりがあるように、飛行計画を立案する。

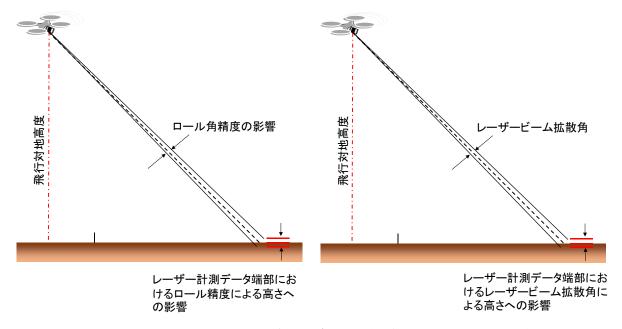


図 1-19 ロール角度およびレーザー拡散角が予測精度に与える影響

飛行対地高度の決定は、IMU、LSの性能を考慮し有効計測角、有効計測幅を決定し、要求 精度>予測精度となるよう十分留意すること。

飛行速度は、計測点密度に影響するため、LSの性能により決定する。

LSの性能が、レーザー発光回数 10 万点/秒、スキャン回転数 50 回転/秒、飛行速度 4 m/秒、飛行対地高度 3 0 mの場合、計測点密度は、進行方向で 8cm (4 m÷50 回転)、横断方向で 12.5cm (下図参照) となる。

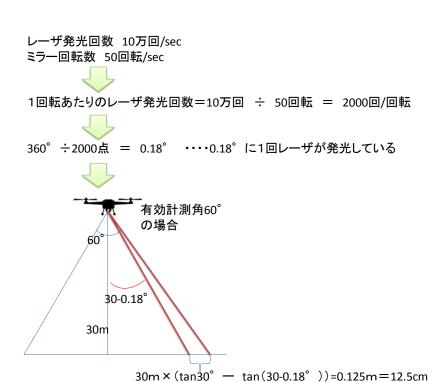
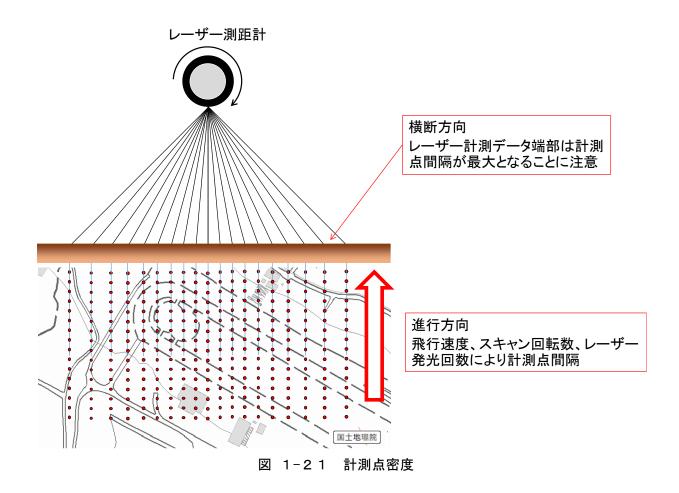


図 1-20 計測点密度(横断方向)の計算方法の一例

飛行中は、機体の揺れによる計測点密度の粗密が生じる恐れがあるため、要求される計測点密度を十分満足するよう留意して飛行速度を決定すること。



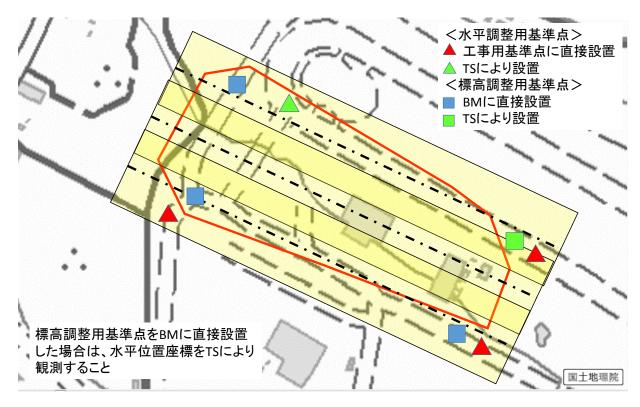
2) 調整用基準点の設置・計測

調整用基準点は、面積(km2)を0.25で割った値に1を足した値とし、最低4点設置するものとし、計測対象箇所の四隅に配置することを標準とする。また、調整用基準点の計測はTSを用いて実施し、TSから基準点および調整用基準点までの距離が100m以下(3級TSの場合)あるいは150m以下(2級TSの場合)とする。

ただし、工事基準点、BM、KBM へ直接設置できる場合は、この限りではない。

標高調整用基準点は、平坦で明瞭な地点を選定し計測点密度と同一半径の円又はおおむね2倍の辺長の正方形で作成した標識を水平に設置する。

水平調整用基準点は、水平位置が特定できる、地上から突出した円筒物、三角コーン、垂直十字板、球体などを設置する。標識の大きさはLSの性能に留意して決定すること。



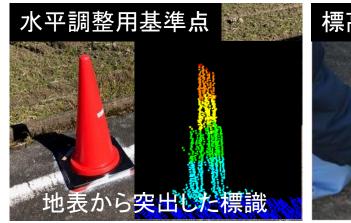




図 1-22 調整用基準点の設置

3) 地上固定局の設置

UAVレーザーにおいて、LSの位置は、GNSS測位(衛星測位)「キネマティック法」による測位演算で求める。キネマティック法は、現場でリアルタイムに測位演算する「RTK法」と後処理で測位演算する「後処理キネマティック法」に分類される。

キネマティック法は、高精度に位置を算出するために地上固定局を設置し、飛行中のUAVに搭載されたGNSSと同時観測する必要がある。地上固定局は、施工現場の近傍に設置されている電子基準点や仮想点、施工現場内に設置された基準局を使用することができる。

「RTK法」は、地上固定局の観測データを無線装置によりUAVへリアルタイムに転送する必要がある。「後処理キネマティック法」は、配信事業者からダウンロードした観測ファイルまたは、施工現場内に設置した基準局の観測データファイルとUAVレーザーの観測データを用いて解析を行う。

4) UAVレーザーシステムの確認

a. 事前確認

GNSS、IMU、LSの取り付け位置のオフセット量(レバーアーム)を計測し記録する。 ボアサイトキャリブレーションにより、IMU、LSの取り付け角を計測し記録する。この確認 は、GNSS、IMU、LS相互の位置関係が変わる可能性のある組み立て作業等を行った場合 に実施する。

b. 計測前の準備

GNSSは、後処理解析で十分な精度(キネマティック解析によるFIX状態)が確保できるよう初期化を行う。

I MUは、ロール角、ピッチ角、ヘディング角の精度が収束するようメーカー推奨の初期化を行う。

5) UAVレーザー計測の実施

出来形計測のための飛行は飛行計画に基づき実施する。また、I MUの精度が低下しないよう 一定方向、等速度で飛行し、旋回は十分な半径で飛行する。

6) 精度確認

a. コース間標高値の点検

コース間の重複部分に点検箇所を選定し、コースごとの標高値の比較点検を行うものとする。

- ① 点検箇所の数は、(コース長 メートル/200+1)の小数点以下切り上げとする。
- ② 点検箇所の配置は、重複部分のコースの端点に取り、重複部分の上下に均等に配置する。
 - ③ 植生のある場所、線状地域等の地形条件で平坦な場所が無い場合は配置及び点数を変更することができる。
 - ④ 点検箇所の標高値は、平坦で明瞭な地点を選定し、計測点密度と同一半径の円又はおおむね2倍辺長の正方形内の計測データを平均したものとする。
 - ⑤ 重複コースごとの各コースの点検箇所の標高値の較差を求め、較差の平均値等を

求めるものとする。

⑥ 重複コースごとの標高値の較差の平均値の絶対値が3センチメートル以上の場合は、点検箇所の再選定又は点検結果からキャリブレーション値の再計測と計測データの再補正を行うものとする。

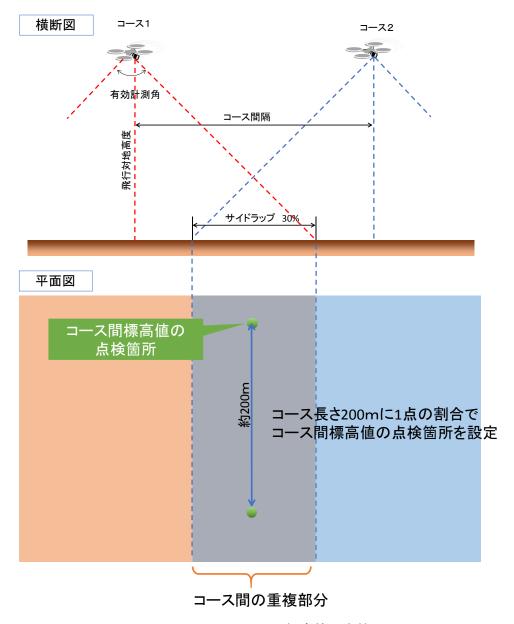


図 1-23 コース間標高値の点検

b. 三次元計測データの点検

三次元計測データの点検は、調整用基準点との比較により行うものとする。

- ① 調整用基準点と比較する三次元計測データは、所定の格子間隔と同一半径の円又は2倍辺長の正方形内の計測データを平均したものとする。
- ② 各調整用基準点において調整用基準点と三次元計測データとの較差を求め、その平均値とR MS誤差等を求めるものとする。
- ③ すべての調整用基準点において三次元計測データの平均値との較差を、水平位置、標高につ

- いて求め、その平均値との標準偏差等を求めるものとする。
- ④ 各調整用基準点における点検の結果、水平位置、標高の較差の平均値の絶対値が5センチメートル以上又はRMS誤差が5センチメートル以上の場合は、原因を調査の上、再計算処理 又は再測等の是正処置を講じる。
- ⑤ すべての調整用基準点での点検の結果、水平位置、標高の較差の平均値の絶対値が5センチメートル以上の場合で、標高調整用基準点の較差の傾向が作業地域全体で同じ場合は、地域全体の三次元データの標高値を上下の一律シフトの平行移動により補正を行う。また、水平調整用基準点の較差の傾向が、作業地域全体で同じ水平方向にシフトしている場合は、水平方向に一律シフトの平行移動および回転により補正を行う。
- ⑥ 上記⑤の補正を行った後、再び上記③の点検を実施し、結果を次に示す調整用基準点調査票 にとりまとめる。監督職員から提出の請求があった場合は速やかに提出するものとする。

調整用基準点調査表

	地区名			〇地区			作業者	00	00
75Z-1					点検者	00 00			
番号	点名	水準結果	三次元計測 データの平均	水準との差 △H	番号	点名	水準結果	三次元計測 データの平均	水準との差 △H
1	G1	28.48	58.48	0.00	11				
2	G2	28.43	28.43	0.00	12				
3	G3	20.3	20.30	0.00	13				
4	G4	20.41	20.42	0.01	14				
5					15				
6					16				
7					17				
8					18				
9					19				
10					20				

	データ数	平均値(m)	最大値(m)	最小値(m)	最大値 一最小値	標準偏差: $\sqrt{\frac{\sum(\Delta H)2}{n-1}}$
計測範囲全域の 水準との差	4	0	0.01	0	0.01	0.01

図 1-24 調整用基準点調査票の様式

7) 出来形計測の留意点

UAVレーザーの計測では、計測対象範囲に作業員や仮設構造物、建設機械などが配置されている場合は、地形面のデータが取得できない。このため、可能な限り出来形の地形面が露出している状況での計測を行う。また、次のような条件では適正な計測が行えないので十分気をつけること。

- ・雨や霧、雪などレーザーが乱反射してしまう様な気象
- ・計測対象範囲とレーザー光の入射角が極端に低下する場合
- ・強風などで土埃などが大量に舞っている場合
- ・草や木などで地面が覆われている場所
- ・UAVレーザー計測で利用するレーザークラスに応じた使用上の対策を講じるとともに、飛 行等を含む安全性に十分考慮すること。

1-4-4 UAVレーザーによる出来形計測箇所

本管理要領に基づく出来形計測範囲は、「2-1-3 出来形計測箇所」及び「2-2-3 出 来形計測箇所」を参照されたい。

【解説】

詳細は、各節に記載の「出来形計測箇所」の記載を参照されたい。

第5節 出来形管理資料の作成

1-5-1 出来形管理資料の作成

受注者は、3次元設計データと出来形評価用データを用いて、本管理要領で定める以下の出来形管理資料を作成する。作成した出来形管理資料は監督職員に提出すること。

1) 出来形管理図表

3次元設計データと出来形評価用データを用いて、設計面と出来形評価用データの各ポイントとの離れ等の出来形管理基準上の管理項目の計算結果(標高較差の平均値等)と出来形の良否の評価結果、及び設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを表した分布図を整理した帳票、もしくは属性情報として出来形管理基準上の管理項目の計算結果を表示できる3次元モデルのビューアファイルを作成する。出来形確認箇所(平場、天端、法面(小段含む))ごとに作成する。

【解説】

出来形管理資料とは、出来形管理基準の管理項目に対する測定結果をとりまとめたものであり、 作成例を図に示す。受注者は、出来形管理資料を「出来形帳票作成ソフトウェア」により作成す ること。「出来形帳票作成ソフトウェア」は、本管理要領が対象とする工種について本管理要領で 定める帳票を自動作成、保存、印刷ができるものとする。

1) 出来形管理図表

3次元設計面と出来形評価用データの各ポイントとの離れ(標高較差あるいは水平較差)により出来形の良否判定を行う。出来形管理基準上の管理項目の計算結果(標高較差あるいは水平較差の平均値及び最大較差等)と出来形の良否の評価結果、及び設計面と出来形評価用データの各ポイントの離れを評価範囲の平面上にプロットした分布図を明示したものであること。

出来形管理基準上の管理項目から出来形の良否を評価する情報として、

- ・平均値(算出結果と規格値(当該部位の平均値に対する規格値)及び良否評価結果): 棄却点 を除く平均値
- ・最大値(算出結果と規格値(当該部位の個々の計測値に対する規格値)及び良否評価結果): 棄却点を除く最大
- ・最小値(算出結果と規格値(当該部位の個々の計測値に対する規格値)及び良否評価結果): 棄却点を除く最小
- ・データ数(算出結果と規格値(計測密度下限値と評価面積から計算)及び良否評価結果): 棄 却点を含む全データ数
- 評価面積
- ・棄却点数 (規格値を外れたデータ個数と規格値 (データ数の 0.3%以内) 及び良否結果): 全 棄却点数

を表形式で整理する。良否評価結果については、規格値を外れている場合は「異常値有」等の表現にて明示する。また、出来形が不合格の場合については、不合格の内容が各項目で確認できる様、乗却点も含め表示すること。

出来形確認箇所(平場、天端、法面(小段含む))ごとに作成する。分布図が具備すべき情報 としては、以下のとおりとする。

・離れの計算結果の規格値に対する割合示すヒートマップとして-100%~+100%の範囲で出

来形評価用データのポイント毎に結果示す色をプロットするとともに, 色の凡例を明示

- ・ ±50%の前後、 ±80%の前後が区別出来るように別の色で明示
- ・規格値の範囲外については、-100%~+100%の範囲とは別の色で明示
- ・発注者の求めに応じて規格値の 50%以内に収まっている計測点の個数、規格値の 80%以内に収まっている計測点の個数について図中の任意の箇所に明示できることが望ましい。標高較差は、各ポイントの標高値と、平面座標と同じ設計面上の設計標高値との差分として算出し、水平較差は、当該ポイントを含み、かつ「法面や構造物の位置をコントロールする線形」に直交する平面上で設計面の横断を見たとき、当該ポイントと同一標高値の横断上の点との距離として算出する。ここで「法面や構造物の位置をコントロールする線形」とは、道路中心、幅員中心、堤防法線、並びに法肩や法尻及び道路端部を結ぶ線形のことをいう。

電子検査において、属性情報により本様式の表示内容を満足するビュワー付き3次元モデル・ 規格値が正負いずれかしか設定されていない工種についても、正負を逆転した側にも規格値が存 在するものとして表示することが望ましい。ファイルによる納品に代えることもできる。いずれ の場合も、従来の出来形管理図表(様式31)の提出に代えることができる。

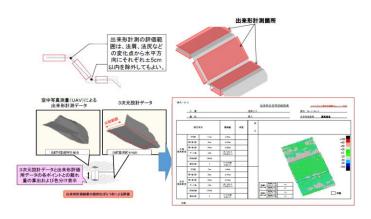


図 1-25 出来形管理図表 作成の流れ



図 1-26 出来形管理図表 作成例(合格の場合)

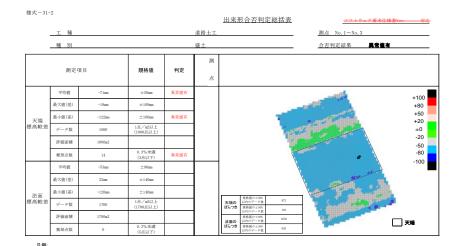


図 1-27 出来形管理図表 作成例 (異常値有の場合)

1-5-2 数量算出

出来形計測と同位置において、施工前あるいは事前の地形データがUAVレーザー等で計測 されており、契約条件として認められている場合は、UAVレーザーによる出来形計測結果を用 いて出来形数量の算出を行うことができる。

【解説】

受注者は、UAVレーザーによる計測点群データを基に平均断面法または、3次元CADソフトウェア等を用いた方式により数量算出を行うことができる。

数量計算方法については、監督職員と協議を行うこととし、3次元設計データや出来形計測データ等の面データから3次元CADソフトウェア等を用いた方式による主な体積算出方法は以下を標準とする。

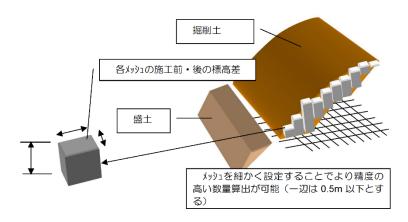


図 1-28 点高法による数量算出の条件と適用イメージ

① 点高法

現況地形や出来形測量結果等の(出来形計測データ、起工測量計測データ)からなる2つの面に重ね合わせたメッシュ(等間隔)交点で標高を算出し、標高差にメッシュ間隔の面積を乗じたものを総和したもの。メッシュ間隔は50cm以内とし、標高差の算出としては、以下の方法が挙げられる。

- ・四点平均法:メッシュ交点の四隅の標高差を平均する方法(下図のとおり)
- ・1点法:メッシュ交点を中心とする辺長がメッシュ間隔の正方形を底面とし、当該メッシュ交点の標高差を乗じて算出する方法

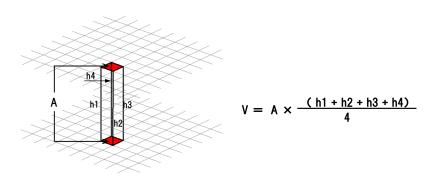
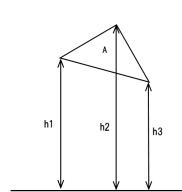


図 1-29 点高法による数量算出

② T I N分割等を用いた求積

現況地形や出来形計測結果等(出来形計測データ、起工測量計測データ、岩線計測データ)からそれぞれの面データとしてTINからなる面データを作成したうえで、ある一定の標高値にてDL面(標高基準面)を設定し、各TINの水平面積と、TINを構成する各点からDL面までの高低差を求めて三角形毎に平均し、その平均高低差と平面積を乗じた体積を総和したものである。



A:サーフェスを構成するTinの水平面積

h1~h3:Tinを構成する各点からDL面までの高低差

DL面:体積計算を行なうための基準となる標高面

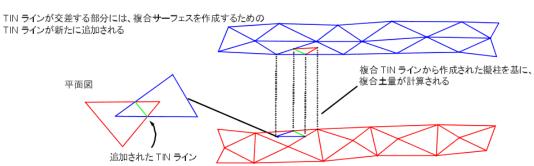
$$V = A \times \frac{(h1 + h2 + h3)}{3}$$

▽ DL面(標高基準面): DL=〇〇. ○○m

図 1-30 TIN分割等を用いた求積による数量算出

③ プリズモイダル法

現況地形や出来形計測結果等(出来形計測データ、起工測量計測データ、岩線計測データ)からそれぞれの面データとしてTINからなる面データを作成し、面データのポイントの位置を互いの面データに投影し、各面データは本来の自身が持つポイントと相手のポイントを合わせたポイント位置により新たな三角網が形成され、この三角網の結節点の位置での標高差に基づき複合した面データの標高を計算する。面データの各TINを構成する点をそれぞれの面データに投影すると、各面データに同じ水平位置で標高の異なる点が作成される。その作成された点で再度面データを構築し、三角形水平面積と高低差を乗じた体積を総和したもの。



上部サーフェスおよび下部サーフェスの TIN エッジを組み合わせて 複合サーフェスが作成される

図 1-31 プリズモイダル法による数量算出

1-5-3 電子成果品の作成規定

本管理要領に基づいて作成する電子成果品は、以下のとおり。

- ・3次元設計データ (LandXML 等のオリジナルデータ (TIN))
- ・出来形管理資料(出来形管理図表(PDF)または、ビュワー付き3次元データ)
- ・UAVレーザーによる出来形評価用データ (CSV、LAS、LandXML 等のポイントファイル)
- ・UAVレーザーによる出来形計測データ (LandXML 等のオリジナルデータ (TIN))
- ・UAVレーザーによる計測点群データ(CSV、LAS、LandXML等のポイントファイル)
- ・工事基準点および調整用基準点データ (CSV、LandXML、SIMA 等のポイントファイル)

電子成果品は、「工事完成図書の電子納品等要領」で定める「ICON」フォルダに格納する。

格納するファイル名は、UAVレーザーを用いた出来形管理資料が特定できるように記入する。

【解説】

本管理要領の電子成果品の作成規定は、「工事完成図書の電子納品等要領」の規定の範囲内で定めている。本管理要領で規定する以外の事項は、「工事完成図書の電子納品等要領」による。

1) ファイル名の命名

本管理要領に基づいて作成した電子成果品が特定できるようにするため、ICONフォルダに計測機器の名称を記したサブフォルダを作成し、格納するファイル名は、次表に示す内容を必ず記入すること。サブフォルダの名称は、次表の計測機器に記載の名称を利用すること。

欠測補間として他の計測機器で計測したデータを合成した場合は、主となる計測機器の名称 を用いる。

計測 機器	整理 番号	図面 種類	番号	改訂 履歴	内容	記入例
ULS	0	DR	001 ~	0~Z	・3次元設計データ (LandXML 等のオリジナルデータ (TIN)	ULS0DR001Z. 拡張子
ULS	0	СН	001 ~		・出来形管理資料(出来形管理図表(PDF)または、ビュワー付き3次元データ)	ULSOCH001. 拡張子
ULS	0	IN	001 ~	_	・UAVレーザーによる出来形評価用データ(CSV、LAS、LandXML 等のポイントファイル)	ULS0IN001. 拡張子
ULS	0	EG	001 ~	_	・UAVレーザーによる起工測量計測データ(LandXML 等のオリジナルデータ(TIN)	ULS0EG001. 拡張子
ULS	0	AS	001 ~	_	・UAVレーザーによる出来形計測データ(LandXML 等のオリジナル データ(TIN)	ULS0AS001. 拡張子
ULS	0	GR	001 ~	_	・UAVレーザーよる計測点群データ(CSV、LAS、LandXML 等のポイントファイル)	ULS0GR001. 拡張子
ULS	0	Р0	001 ~	_	・工事基準点および調整用基準点データ (CSV、LandXML、 SIMA 等のポイントファイル)	ULS0P0001. 拡張子

表 1-1 ファイルの命名規則

2) データ形式

計測点群データをテキストファイルで納品する場合は、別途定める「航空レーザー測量製品仕様書応用スキーマ(平成26年国土地理院)」と同様の記述順とし、「地理空間データ製品仕様書作成マニュアル(平成26年度国土地理院)」に沿って、データ内容及び構造、参照系を示した文書(PDF)で付すこと。

航空レーザー測量製品仕様書応用スキーマによると、データレコード構成の記述順は以下の とおりとなる。

ファイル構造: Idn, xn, yn, zn, An

Idn: ID 番号 (Id)

xn:計測点座標値 (x)・・・本管理要領ではm 単位でmm まで記載

yn:計測点座標値 (y)・・・本管理要領ではm 単位でmm まで記載

zn:標高値(z)・・・本管理要領ではm単位でmmまで記載

An: 地表面属性値(A)・・・メッシュデータの場合のみ、格子間隔内にグラウンドデータが存在する

場合は1,しない場合は0を記載

3) データ内容及び構造、参照系を示した文書

2) について 記述順を変える場合や、レコード構成を省略する場合は、地理空間データ製品仕様書作成マニュアルに沿って作成された航空レーザー測量製品仕様書応用スキーマを参考に、データレコード構成を説明する文書を PDF で作成すること。

4)数量算出

数量算出に利用した場合は、以下についても電子成果品として提出すること。

- ・起工測量時の計測点群データ (CSV、LandXML、LAS ファイル等のポイントファイル)
- ・起工測量計測データ (LandXML ファイル等のTINファイル)

第6節 管理基準及び規格値等

1-6-1 出来形管理基準及び規格値

本管理要領に基づく出来形管理基準及び規格値は、「2-1-4 出来形管理基準及び規格値」及び「2-2-4 出来形管理基準及び規格値」を参照されたい。

【解説】

詳細は、各節に記載の「出来形管理基準及び規格値」の記載を参照されたい。

1-6-2 品質管理及び出来形管理写真基準

本管理要領に関する工事写真の撮影は以下の要領で行う。

1) 写真管理項目(撮影項目、撮影頻度[時期]、提出頻度)

工事写真の撮影管理項目は、「2-1-5 品質管理及び出来形管理写真基準」又は「2-2-5 品質管理及び出来形管理写真基準」を参照されたい。出来形管理以外の施工状況及び品質管理等に係わる工事写真の撮影管理項目については、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)による。

2) 撮影方法

撮影にあたっては、次の項目を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに 写しこむものとする。

- 工事名
- ② 工種等
- ③ 出来形計測範囲(始点側測点~終点側測点)

【解説】

工種に限定した記載事項については、各節に記載の「出来形管理写真基準」を参照されたい。 現行の「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)では、工事写真の撮影方法として、被写体として写しこむ小黒板に①工事名、②工種等、③測点(位置)、④設計寸法、⑤実測寸法、⑥略図の必要事項を記載することとしている。出来形管理写真では、設計寸法と実測寸法の対比を行い、出来形の確認ができるよう撮影されている。

UAVレーザーを用いた出来形管理の写真撮影方法は、①工事名、②工種等、③出来形計測範囲(始点測点~終点測点・左右の範囲)を小黒板に記載し、設計寸法、実測寸法、略図は省略してもよい。

第2章 土工

第1節 道路土工

2-1-1 適用の範囲

道路土工のうち掘削工、路体盛土工、路床盛土工におけるUAVレーザーによる出来形管理に 適用する。

【解説】

1) 適用工種

適用工種を現行の土木工事施工管理基準における分類で示すと、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 適用工種区分

編	章	節	工種
			掘削工
共通編	土工	道路土工	路体盛土工
			路床盛土工

(土木工事施工管理基準の工種区分より)

2-1-2 UAVレーザーによる出来形計測

本管理要領に基づく出来形計測方法は、「1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測」を参照されたい。また、1 回の計測距離については、事前に実施する精度確認の範囲内であること。計測範囲を複数回の計測により調整用基準点を用いて合成する場合は、標定点調整用基準点がUAVレーザーによる出来形計測中に動かないように確実に固定すること。

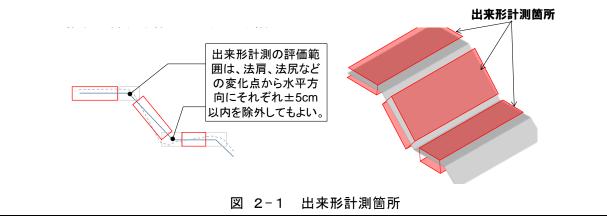
【解説】

詳細は、「1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測」の記載を参照されたい。

2-1-3 出来形計測箇所

UAVV一ザーによる出来形管理における出来形計測箇所は、下図に示すとおりとし、法肩、法尻から水平方向にそれぞれ ± 5 c m以内に存在する計測点は評価から外しても良い。計測範囲は、3次元設計データに記述されている管理断面の始点から終点とし、全ての範囲で 10cm メッシュに1点以上の出来形座標値を取得すること。

3次元データによる出来形管理において、土工部の法肩、法尻や変化点又は現地地形等の摺り合わせが必要な箇所など土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)によらない場合は、監督職員と協議のうえ、対象外とすることができる。



【解説】

上図に示すとおり、UAVレーザーによる出来形管理で計測する3次元座標は、平場面、天端面、法面(小段含む)の全ての範囲で3次元座標値を取得し、出来形計測データを作成する。

また、法面の小段部に、側溝工などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、小段部の出来形管理は省略しても良い。このとき小段を夾んだ両側の法面は連続とみなしてもよいし、別の法面として評価しても良い。

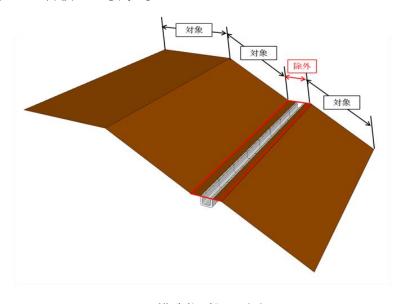


図 2-2 構造物が設置されている小段

2-1-4 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は下表のとおりとし、測定値はすべて規格値を満足しなくてはならない。

工種	测点效应	测宁语口	規格	値(mm)	测点基件	治中奔元
工作里	測定箇所	測定項目	平均値	個々の 計測値	· 測定基準	測定箇所
	平場	標高較差	±50	±150		・天端部の計測点 ・法価部の計測点
掘削工	法面(小段含む)	水平または 含む) 標高較差		±160	注1、注2、 注3、注4	中國語 1点 22 「小優」
92/太成十	天端	標高較差	±50	±150		・天城部の計測点・法面部の計測点
路体盛土工路床盛土工	法面(小段含む)	標高較差	±80	±190	注1、注2、 注3、注4	計劃度 平選輔 1点 m2 不度

表 2-2 出来形管理基準及び規格値

注1:個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。

注2:計測は天端面(掘削の場合は平場面)と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または、水平較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。

注3:法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。

注4:評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。

【解説】

1) 測定箇所

測定箇所は、現行の土木工事施工管理基準に定められた基準高、法長、幅とは異なり、平場面、 天端面、法面(小段含む)の全面の標高較差または、水平較差とする。掘削工の法面の場合、勾 配が1割より緩い場合は標高較差で管理するのが望ましい。

法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5 c m以内に存在する計測点は標高較差の評価から除く。同様に鉛直方向に±5 c m以内にある計測点は水平較差の評価から除く。

また、法面の小段部に、側溝工などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、 小段部の出来形管理は、小段部に設置する工種の出来形管理基準及び規格値によることができ る。

2) 測定値算出

①標高較差の測定値を算出する方法

標高較差は、3次元設計データの設計面と出来形評価用データの各ポイントとの鉛直方向の離れを用い、平均値や個々の計測値の最大値、最小値を算出し、平場面、天端面、法面(小段含む)の全面で規格値との比較・判定を行う。

②水平較差の測定値を算出する方法

水平較差は、3次元設計データの設計面と出来形評価用データの各ポイントとの水平方向の 離れを用い、平均値や個々の計測値の最大値、最小値を算出し、法面(小段含む)の全面で規 格値との比較・判定を行う。

3) 測定値算出

規格値は、本管理要領の「2-1-4 出来形管理基準及び規格値」に記載されているものを利用することとする。出来形管理基準及び規格値に示される「個々の計測値」は、すべての測定値が規格値を満足しなくてはならない。本管理要領におけるすべての測定値が規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。

また、一連の評価範囲において規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは、規格値の条件の最も厳しい値を採用することとする。

なお、上記「2-1-4出来形管理基準及び規格値」に示す基準を適用できない場合は、「土木工事施工管理基準(案)」の「1-2-4-2-1掘削工」、「1-2-4-3-1路体盛土工、 1-2-4-4-1路床盛土工」に示される出来形管理基準及び規格値によることができる。

4) 測定値算出

現行の土木工事施工管理基準の測定基準には「施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所に 2 箇所」と定められているが、UAVレーザーを用いた出来形管理の場合、平場面、天端面、法面 (小段含む) 全面で計測したデータがあることから、測定基準を「平場面、天端面、法面 (小段含む) の全面 (1 m2 (平面投影面積) あたり 1 点以上)」とし、面的により的確な出来形管理を行うものである。

2-1-5 品質管理及び出来形管理写真基準

本管理要領に関する工事写真の撮影は以下の要領で行う。

1) 写真管理項目(撮影項目、撮影頻度[時期]、提出頻度)

工事写真の撮影管理項目は、下表のとおりとする。出来形管理以外の施工状況及び品質管理等に係わる工事写真の撮影管理項目については、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)による。

2) 撮影方法

撮影にあたっては、 $\lceil 1-6-2 \rceil$ 品質管理及び出来形管理写真基準 \rceil を参照されたい。

区分 写真管理項目 撮影頻度 提出頻度 施工状況 図面との不一致 図面と現地との 計測毎に1回[発生 代表箇所 不一致の写真 時]※ 名1枚

表 2-3 写真撮影箇所一覧表

工種	写真管理項目						
上性	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度				
掘削工	判工 土質等の判別 地質が変わる毎に1回[掘削中]						
	法長(法面)	計測毎に1回[掘削後]※	各1枚				
	巻出し厚	200mに1回[まき出し時]					
盛土工	締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回[締固め時]	- 代表簡所				
	法長(法面) 幅(天端)	計測毎に1回[施工後] ※	各1枚				

※斜体太文字は、UAVレーザーによる出来形管理の適用で、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)を適用しない部分

【解説】

参考として、図2-3に写真撮影例を示す。



図 2-3 写真撮影例

第2節 河川・海岸・砂防土工

2-2-1 適用の範囲

河川・海岸・砂防土工のうち掘削工、盛土工におけるUAVレーザーによる出来形管理に適用する。

【解説】

1) 適用工種

適用工種を現行の土木工事施工管理基準における分類で示すと、表2-4とおりである。

表 2-4 適用工種区分

編	章	節	工種
		河川・海	掘削工
共通編	土工	岸・砂防土 工	盛土工

(土木工事施工管理基準の工種区分より)

2-2-2 UAVレーザーによる出来形計測

本管理要領に基づく出来形計測方法は「1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測」を参照されたい。また、1 回の計測距離については、事前に実施する精度確認の範囲内であること。計測範囲を複数回の計測により調整用基準点を用いて合成する場合は、調整用基準点がUAVレーザーによる出来形計測中に動かないように確実に固定すること。

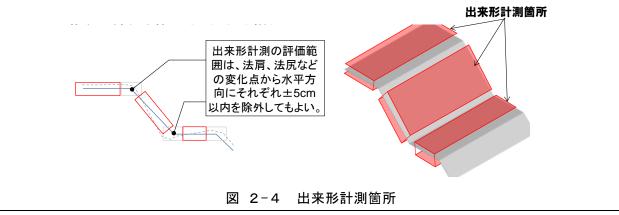
【解説】

詳細は、「1-4-3 UAVレーザーによる出来形計測」の記載を参照されたい。

2-2-3 出来形計測箇所

UAVVーザーによる出来形管理における出来形計測箇所は、下図に示すとおりとし、法肩、法尻から水平方向にそれぞれ ± 5 c m以内に存在する計測点は評価から外しても良い。計測範囲は、3 次元設計データに記述されている管理断面の始点から終点とし、全ての範囲で 10cm メッシュに1 点以上の出来形座標値を取得すること。

3次元データによる出来形管理において、土工部の法肩、法尻や変化点又は現地地形等の摺り合わせが必要な箇所など土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)によらない場合は、監督職員と協議のうえ、対象外とすることができる。



【解説】

上図に示すとおり、UAVレーザーによる出来形管理で計測する3次元座標は、平場面、天端面、 法面(小段含む)の全ての範囲で3次元座標値を取得し、出来形評価用データを作成する。

また、法面の小段部に、側溝工などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、小 段部の出来形管理は省略しても良い。このとき小段を夾んだ両側の法面は連続とみなしてもよいし、 別の法面として評価しても良い。

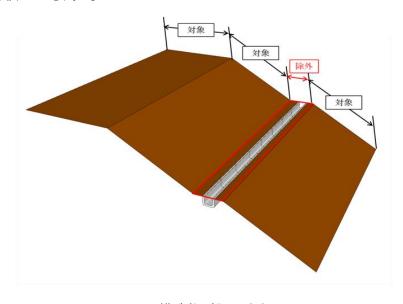


図 2-5 構造物が設置されている小段

2-2-4 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は下表のとおりとし、測定値はすべて規格値を満足しなくてはならない。

	工程	測定箇所		测中语口	規格	値(mm)	油中甘油	測定箇所	
	工種			測定項目	平均値 計測値		· 測定基準	规定自用	
		平場	1	標高較差	±50	±150		・ 天場部の計測点 ・ 法側部の計測点 ・ 注側部度 ・ 工機能 1点 / m2	
	掘削工	法面(小段含む)		水平または 禁高較差	±70	±160	注1、注2、注3、注4	小夏 小夏	
		天端		標高較差	-50	-150		• X43001346 • H\$801346	
	盛土工	法面	4割<勾配※		-50	-170	注1、注2、注3、	知意度 甲基博 1点/m2	
		法面 (小段含む)		標高較差	-60	-170	注4	NO.	

表 2-5 出来形管理基準及び規格値

- 注1:個々の計測値の規格値には計測精度として ± 50 mmが含まれている。
- 注2:計測は天端面(掘削の場合は平場面)と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または、 水平較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。
- 注3:法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。
- 注4:評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。
- ※ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する水平方向の長さXをX割と表したもの。

【解説】

1) 測定箇所

測定箇所は、現行の土木工事施工管理基準に定められた基準高、法長、幅とは異なり、平場面、 天端面、法面(小段含む)の全面の標高較差または、水平較差とする。掘削工の法面の場合、勾 配が1割より緩い場合は標高較差で管理するのが望ましい。

法肩、法尻から水平方向にそれぞれ±5 c m以内に存在する計測点は標高較差の評価から除く。同様に鉛直方向に±5 c m以内にある計測点は水平較差の評価から除く。

また、法面の小段部に、側溝工などの構造物が設置されるなど土工面が露出していない場合、 小段部の出来形管理は、小段部に設置する工種の出来形管理基準及び規格値によることができ る。

2) 測定値算出

①標高較差の測定値を算出する方法

標高較差は、3次元設計データの設計面と出来形評価用データの各ポイントとの鉛直方向の

離れを用い、平均値や個々の計測値の最大値、最小値を算出し、平場面、天端面、法面(小段 含む)の全面で規格値との比較・判定を行う。

②水平較差の測定値を算出する方法

水平較差は、3次元設計データの設計面と出来形評価用データの各ポイントとの水平方向の離れを用い、平均値や個々の計測値の最大値、最小値を算出し、法面(小段含む)の全面で規格値との比較・判定を行う。

3) 規格値

規格値は、本管理要領の「2-2-4 出来形管理基準及び規格値」に記載されているものを利用することとする。出来形管理基準及び規格値に示される「個々の計測値」は、すべての測定値が規格値を満足しなくてはならない。本管理要領におけるすべての測定値が規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。

また、一連の評価範囲において規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは、 規格値の条件の最も厳しい値を採用することとする。

なお、7-1出来形管理基準及び規格値に示す基準を適用できない場合は、「土木工事施工管理基準(案)」の「1-2-3-2-1掘削工」、「1-2-3-3-1盛土工」に示される出来形管理基準及び規格値によることができる。

4) 測定基準

現行の土木工事施工管理基準の測定基準には「施工延長 40mにつき 1 箇所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所に 2 箇所」と定められているが、UAVレーザーを用いた出来形管理の場合、平場面、天端面、法面(小段含む)全面で計測したデータがあることから、測定基準を「平場面、天端面、法面(小段含む)の全面(1 m2(平面投影面積)あたり 1 点以上)」とし、面的により的確な出来形管理を行うものである。

2-2-5 品質管理及び出来形管理写真基準

本管理要領に関する工事写真の撮影は以下の要領で行う。

1) 写真管理項目(撮影項目、撮影頻度[時期]、提出頻度)

工事写真の撮影管理項目は、下表のとおりとする。出来形管理以外の施工状況及び品質管理等に係わる工事写真の撮影管理項目については、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)による。

2) 撮影方法

撮影にあたっては、「1-6-2 品質管理及び出来形管理写真基準」を参照されたい。

 区分
 写真管理項目

 撮影項目
 撮影頻度
 提出頻度

 施工状況
 図面との不一致
 図面と現地との 不一致の写真
 計測毎に1回[発生 時]※
 代表箇所 各1枚

表 2-6 写真撮影箇所一覧表

工種		写真管理項目	
上性	撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度
掘削工	土質等の判別	代表箇所	
	法長(法面)	各1枚	
	巻出し厚	200mに1回[まき出し時]	
盛土工	締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回[締固め時]	代表簡所
	法長(法面) 幅(天端)	計測毎に1回[施工後] ※	各1枚

※斜体太文字は、UAVレーザーによる出来形管理の適用で、「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)を適用しない部分

【解説】

参考として、図2-6に写真撮影例を示す。



図 2-6 写真撮影例

第2編 参考資料

第1章 参考文献

- 1)「土木工事共通仕様書」(国土交通省各地方整備局)
- 2)「土木工事施工管理基準及び規格値(案)」(国土交通省各地方整備局)
- 3)「写真管理基準(案)」(国土交通省各地方整備局)
- 4)「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省各地方整備局)
- 5)「工事完成図書の電子納品等要領」(国土交通省)
- 6) 「国土交通省 公共測量作業規程」(国土交通省)
- 7)「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)」(国 土交通省)

第2章 3次元設計データチェックシート 第1節 道路土工

(様式-1)

					半风	牛	F	1	þ
工	事	名	:						
受	注者	首 名	:						
作	成	者	:					印	

3次元設計データチェックシート

項目	対象	内容	チェック 結果
4) #### H. I. 4 N		・監督職員の指示した基準点を使用しているか?	
1) 基準点及び 工事基準点	全点	・工事基準点の名称は正しいか?	
工事签毕总		・座標は正しいか?	
		・起終点の座標は正しいか?	
	A 77 E	・変化点(線形主要点)の座標は正しいか?	
2)平面線形	全延長	・曲線要素の種別・数値は正しいか?	
		・各測点の座標は正しいか?	
		・線形起終点の測点、標高は正しいか?	
3) 縦断線形	全延長	・縦断変化点の測点、標高は正しいか?	
		・曲線要素は正しいか?	
4) 出来形横断面	人玩巨	・作成した出来形横断面形状の測点、数は適切か?	
形状	全延長	・基準高、幅、法長は正しいか?	
5) 3次元設計データ	全延長	・入力した2)~4)の幾何形状と出力する3次元設計データは同一となっているか?	

- ※1 各チェック項目について、チェック結果欄に"○"と記すこと。
- ※ 2 受注者が監督職員に様式-1を提出した後、監督職員から様式-1を確認するための資料の請求があった場合は、受注者は以下の資料等を速やかに提示するものとする。
 - ・工事基準点リスト (チェック入り)
 - ・線形計算書 (チェック入り)
 - ・平面図 (チェック入り)
 - ・縦断図 (チェック入り)
 - ・横断図(チェック入り)
 - ・3次元ビュー (ソフトウェアによる表示あるいは印刷物)
- ※ 添付資料については、上記以外にわかりやすいものがある場合は、これに替えることが できる。

(様式-1)

平成 年 月 日

工	事	名	:	
受	注	者 名	:	
作		者	:	印

3次元設計データチェックシート

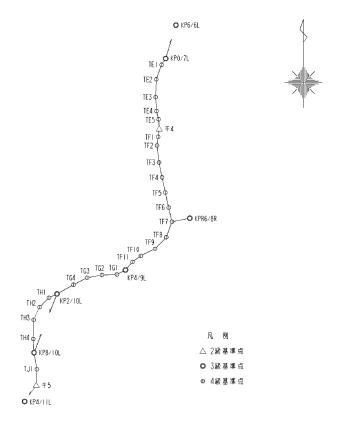
項目	対象	内容	チェック 結果
.) +t >46 b 7 c)	全点	・監督職員の指示した基準点を使用しているか?	
1) 基準点及び 工事基準点		・工事基準点の名称は正しいか?	
工事签毕总		・座標は正しいか?	
	全延長	・起終点の座標は正しいか?	
0) 亚孟纳形		・変化点(線形主要点)の座標は正しいか?	
2) 平面線形		・曲線要素の種別・数値は正しいか?	
		・各測点の座標は正しいか?	
	全延長	・線形起終点の測点、標高は正しいか?	
3) 縦断線形		・縦断変化点の測点、標高は正しいか?	
		・曲線要素は正しいか?	
4) 出来形横断面	全延長	・作成した出来形横断面形状の測点、数は適切か?	
形状		・基準高、幅、法長は正しいか?	
5) 3次元設計データ	全延長	・入力した2)~4)の幾何形状と出力する3次元設計データは同一となっているか?	

- ※ 1 各チェック項目について、チェック結果欄に"○"と記すこと。
- ※ 2 受注者が監督職員に様式-1を提出した後、監督職員から様式-1を確認するための資料の 請求があった場合は、受注者は以下の資料等を速やかに提示するものとする。
 - ・工事基準点リスト (チェック入り)
 - ・法線の中心点座標リスト
 - ・平面図 (チェック入り)
 - ・縦断図 (チェック入り)
 - ・横断図(チェック入り)
 - ・3次元ビュー(ソフトウェアによる表示あるいは印刷物)
- ※ 添付資料については、上記以外にわかりやすいものがある場合は、これに替えることができる。

第3章 3次元設計データの照査結果資料の一例 第1節 道路土工

・工事基準点リスト (チェック入り)

4級基準点網図 S=1:25000



基準点成果表

世界測地系

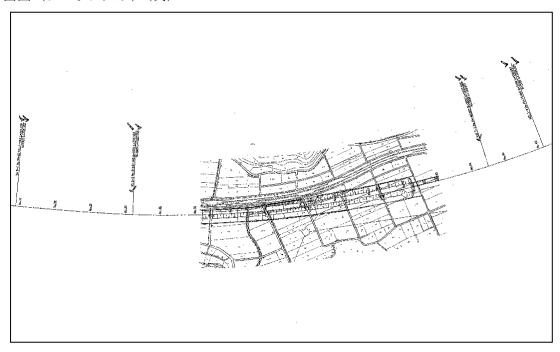
							世升周地示
測点名	X 座 標	Y座標	備考	測点名	X 座 標	Y座標	備考
 4 •	-103592.645	-53971.965	2級基準点	TF4 V	-104073.411	-53943.604	4級基準点
∓5 ✓	-106133.790	-55192.361	/ //	TF5 V	-104222.811	-53911.981	11
KP6/6L	-102566.552	-53805.858	3級基準点	TF6 V	-104371.743	-53878.598	n
KP0/7L	-102897.874	-53908.500	/ 1)	TF7 🗸	-104511.791	-53845.280	n
KP6/8R/	-104477.348	-53669.206	/ 11	TF8 V	-104665.056	-53902.104	n
KP4/9L	-104993.148	-54307.238		TF9 V	-104780.424	-54013.042	/ 11
KP2/10L/	-105230.181	-54987.389	/ 11	TF10	-104853.023	-54154.538	, n
KP8/10L/	-105811.653	-55214.489	/ 1)	TFIIV	-104914.141	-54238.118	/ 11
KP4/IIL	-106294.412	-55308.723		TGI	-105038.052	-54392.649	/ 11
TEI 🗸	-102958.485	-53948.860	4級基準点	TG2 V	-105043.204	-54539.888	/ 11
TE2 V	-103102.553	-54001.759	/ 1)	TG3 V	-105069.858	-54688.396	/ 11
TE3 🗸	-103279.147	-54006.884	/ 11	TG4 🗸	-105138.964	-54823.046	n
TE4 /	-103416.596	-53999.420	/ 1)	THI	-105267.033	-55067.216	n
TE5 V	-103497.830	-53978.296	/ 11	TH2 V	-105361.017	-55160.314	/ n
TF1 🗸	-103671.867	-53983.149	/ 1)	TH3 V	-105486.259	-55218.934	/ 11
TF2 V	-103757.779	-53993.677	/ 11	TH4 V	-105675.217	-55221.966	/ II
TF3 🗸	-103925.787	-53973.651	/ 1)	TJI V	-105975.513	-55186.171	/ n

・線形計算書(チェック入り)(例)

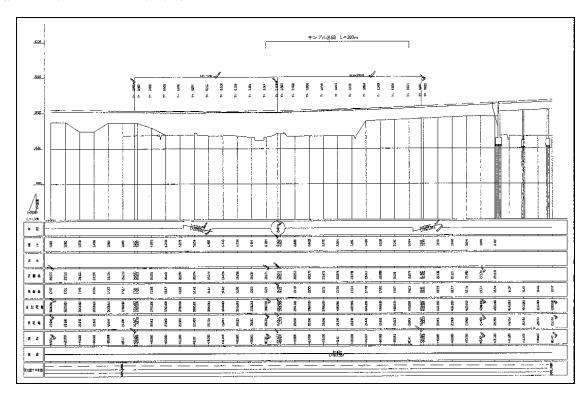
線形計算書

要素番号	1 🖋	直線✓								
BP√ :	x =	-87,422.0000 €	Y =	42,916.00000	方向角	=	357° 19' 14.6661"	測点 C	+	0.0000 🖋
BC1 & :	X =	-87,400.5562 √	Υ ==	42,914.9965	要素長	=	21.4672	測点 1	+	1.4672 🥜
要素番号	24	円(左曲がり)・								
BC1 √ :	X =	-87,400.5562 🖋	Y =	42,914.9965 🖋	方向角	=	357° 19' 14.6661"	測点 :	÷	1.4672 🖋
EC1 🖋 :	X =	-87,378.1512 🖋	Y =	42,876.2809 🖋	方向角	***	258° 36' 16.6569"	測点 3	. +	2.8173 ₽
LP :	X =	-87,372.6270	Y ==	42,913.6895	LA	=	98° 42′ 58.0092″			
S.P :	x =	-87,382,7562	Υ≃	42,905.7863	要素長	=	41.3501			
M :	x =	-87,401,6781	Y =	42,891.0228						
	R ≂.	24.0000	L ==	41.3501	¢	=	36.4221	IA = 98	° 4	2' 58.0092"
	TL =	27.9598	SL =	12.8477						
要素番号	3 🖋	重線√								
EC1	X ==	-87,378.1512 €	Y =	42,876.2809 🚜	方向角	=	258° 36' 16.6569"	測点 3	+	2.8173
BC2 🗸 :	X =	-87,386.2592 ⊀°	Υ=	42,846.0530 🕢	要素長	=	41.0369	測点 5	+	3.8542 🚜
要素番号	48	円(右曲がり) 🗸								•
BC2 - € :	X =	-87,386.2592 🖋	Υ =	42,846.0530 🖋	方向角	=	258° 36' 16.6569"	測点 5	+	3.8542 🗸
EC2 ∜ :	x =	-87,365.8523 🖋	Y =	42,816.4520 🗸	方向角	=	350° 33' 36,7373"	測点 7	+	3.9774 🗸
J.P :	X =	-87,391.3702	Υ =	42,820.6947	I.A	=	91° 57' 20.0805"			
S.P :	X =	-87,382.3348	Y =	42,826.9237	要素長	=	40.1232			
M :	χ =	-87,361.7520	Y ≂	42,841.1135						
	R≃	25.0000	L =	40,1232	C	=	35.9535	IA = 97	° 51	7' 20.0805"
	TL=	25.8682	SL =	10.9745						
要素番号	5	道線→								
EC2 - € :	x =	-87,365.8523 ∉	Y <u>~</u>	42,816.4520 🖋	方向角	=	350° 33' 36.7373"	測点 7	+	3.9774
BC3	x =	-87,363.8225 ₽	Y =	42,816.1146 w	要素長	=	2.0576	測点 7	+	6.0350 🗸

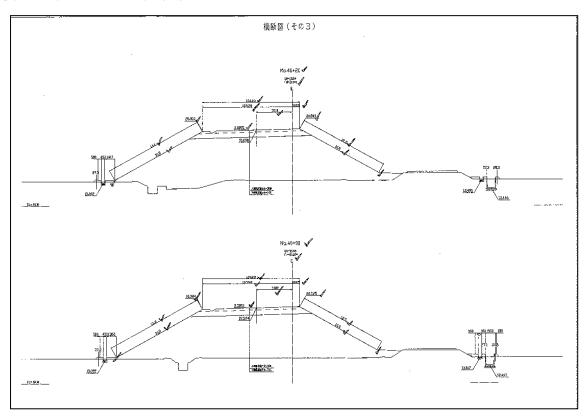
・平面図(チェック入り)(例)



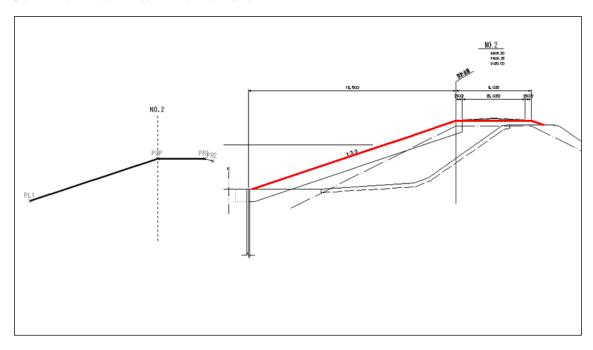
・縦断図 (チェック入り) (例)



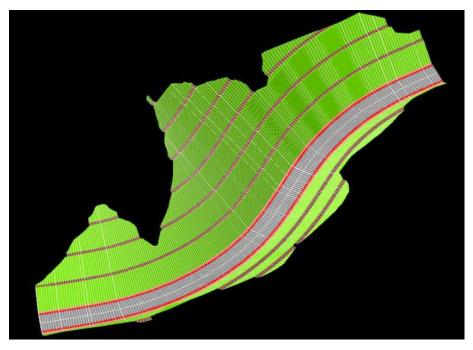
・横断図 (チェック入り) (例)



・横断図(重ね合わせ機能の利用)(例)



・3次元ビュー (ソフトウェアによる表示あるいは印刷物) (例)



第2節 河川土工

・工事基準点リスト (チェック入り)

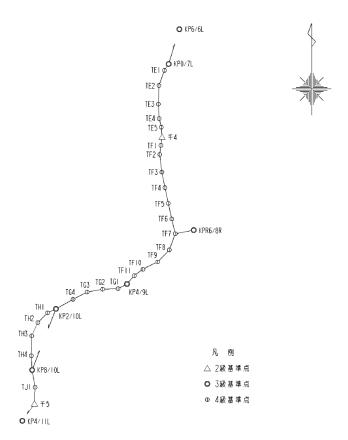
基準点成果表

世	界	測	地	系	
-	_	-	_	_	-

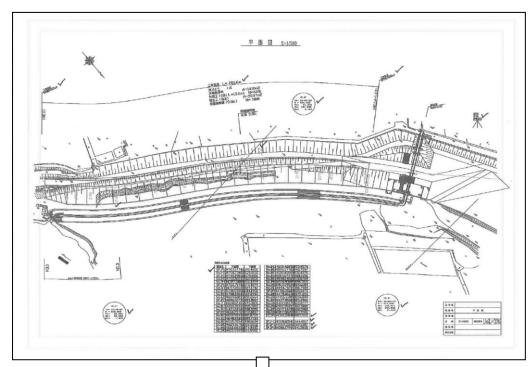
							世升周地示
測点名	X座標	Y座標	備考	測点名	X 座 標	Y座標	備考
千4 🗸	-103592.645	-53971.965	2級基準点	TF4 V	-104073.411	-53943.604	4級基準点
千5 🗸	-106133.790	-55192.361	n	TF5 🗸	-104222.811	-53911.981	11
KP6/6L	-102566.552	-53805.858	3級基準点	TF6 V	-104371.743	-53878.598	/ 11
KP0/7L	-102897.874	-53908.500	/ 11	TF7 🗸	-104511.791	-53845.280	/ n
KP6/8R/	-104477.348	-53669.206	/ 11	TF8 V	-104665.056	-53902.104	/ 11
KP4/9L	-104993.148	-54307.238	n n	TF9 V	-104780.424	-54013.042	/ 1)
KP2/10L/	-105230.181	-54987.389	/ 11	TF 10 V	-104853.023	-54154.538	/ n
KP8/10L/	-105811.653	-55214.489	/ 11	TFIIV	-104914.141	-54238.118	/ 11
KP4/IIL	-106294.412	-55308.723	n	TGI	-105038.052	-54392.649	/ 11
TEI 🗸	-102958.485	-53948.860	4級基準点	TG2 V	-105043.204	-54539.888	/ 11
TE2 V	-103102.553	-54001.759	/ //	TG3 V	-105069.858	-54688.396	/ 11
TE3 V	-103279.147	-54006.884	/ 11	TG4 🗸	-105138.964	-54823.046	/ 11
TE4 /	-103416.596	-53999.420	/ 11	THI	-105267.033	-55067.216	n
TE5 V	-103497.830	-53978.296	n	TH2 V	-105361.017	-55160.314	/ 11
TFI 🗸	-103671.867	-53983.149	/ n	TH3 V	-105486.259	-55218.934	/ 11
TF2	-103757.779	-53993.677	/ 1)	TH4 V	-105675.217	-55221.966	
TF3 🗸	-103925.787	-53973.651	/ 1)	TJI V	-105975.513	-55186.171	/ 11

4級基準点網図

S=1:25000



・平面図(チェック入り)(例)

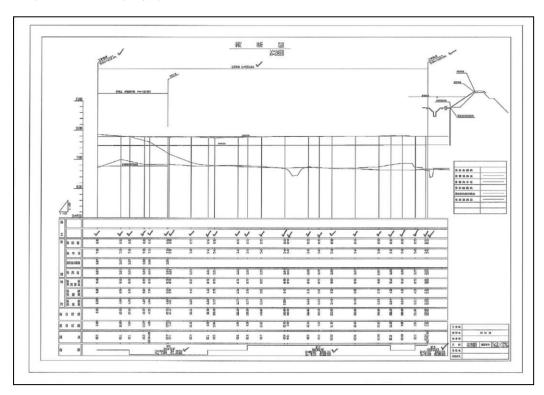


※法線の中心点座標リスト部分を拡大 (チェック入り)(例)

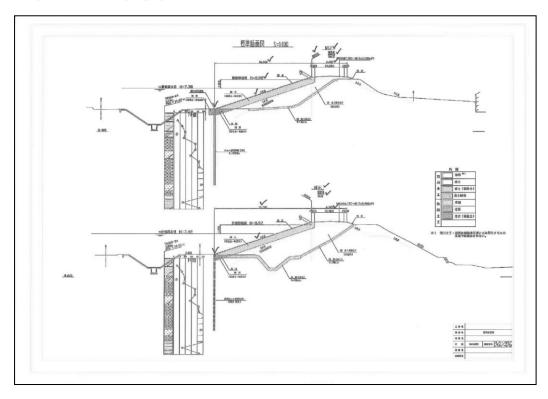
測点名	×座標	Y座標
BP.1'	-134763.1774	22192.488
No.1	-134750.7540	22176.815
BC.1'	-134745.9903	22170.805
No.2	-134738.5313	22160.986
No.3	-134727.3100	22144.435
SP.1'	-134726.7149	22143.487
No.4	-134717.2162	22127.174
EC.1'	-134710.5988	22114.195
No.5	-134708.2503	22109.299
No.6	-134699.6009	22091.266
BC.2'	-134696.0275	22083.816
No.7	-134690.8140	22073.300
No.8	-134681.3047	22055.708
No.9	-134671.0232	22038.555
SP.2'	-134666.0378	22030.818
No.10	-134659.9897	22021.875
No.11	-134648.2260	22005.703
No.12	-134635.7554	21990.069
EC.2'	-134629.1675	21982.355
No.13	-134622.6833	21974.933
BC.3'	-134615.3987	21966.595

-134609.4285	21959.9576
-134595.3776	21945.7297
-134580.4386	21932.4372
-134564.6737	21920.1356
-134548.1486	21908.8759
-134530.9318	21898.7051
-134513.0952	21889.6654
-134494.7129	21881.7945
-134491.4661	21880.5475
-134475.8614	21875.1251
-134456.6191	21869.6849
-134437.0661	21865.4966
-134417.2837	21862.5777
-134397.3543	21860.9402
-134377.3609	21860.5910
-134357.3865	21861.5316
-134341.5914	21863.1951
-134725.1254	22144.4817
-134669.5100	22028.5307
-134506.1799	21841.5852
	-134595.3776 -134595.3776 -134580.4386 -134564.6737 -134548.1486 -134530.9318 -134513.0952 -134494.7129 -134494.7129 -134491.4661 -134475.8614 -134456.6191 -134437.0661 -134417.2837 -134397.3543 -134377.3609 -134357.3865 -134341.5914 -134725.1254 -134669.5100

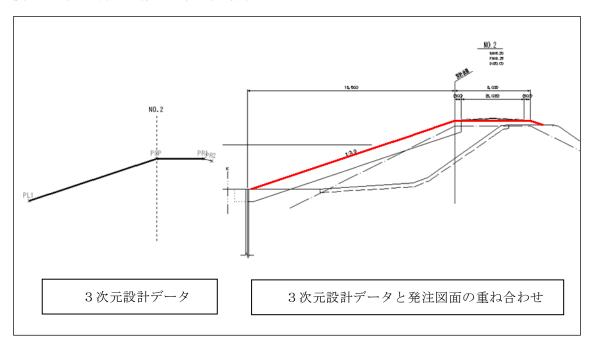
・縦断図(チェック入り)(例)



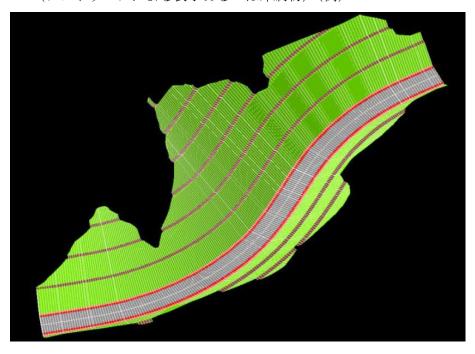
・横断図(チェック入り)(例)



・横断図(重ね合わせ機能の利用)(例)



・3次元ビュー (ソフトウェアによる表示あるいは印刷物) (例)



第4章 UAVレーザーの精度確認試験実施手順書および試験結果報告書

現場におけるUAVレーザーの測定精度を確認するために、現場に設置した水平調整用基準点、標高調整用基準点を使用し、精度確認試験を行う。

【測定精度】

水平座標較差 ±20mm 以内(起工測量に利用する場合は±40mm 以内)

標高較差 ±20mm 以内(起工測量に利用する場合は±40mm 以内)【高さ方向の測定精度】

【解説】

受注者は、利用する機器の特徴を十分に把握した上で、UAVレーザーで計測を行う最大距離 付近およびそれ以上離れた位置に水平調整用基準点、標高調整用基準点をおおむね 10m間隔で設 置し、UAVレーザーによる計測結果から得られる水平調整用基準点、標高調整用基準点の水平 較差、標高較差を計測する。これらの調整用基準点の設置断面数は1断面とする。

受注者は、水平較差、標高較差が±20mm以内であることを確認する。

UAVレーザーの精度確認試験実施手順書(案)

1. 実施時期

利用前の精度確認は、現場の計測と同時にすることも可能であるが、利用前にその精度確認試験を行うことが望ましい。現時点においては、UAVレーザー本体に関する定期点検の必要性などが規定されていないため、暫定案として利用前6ヶ月以内に精度確認試験を実施することとする。ただし、メンテナンス等により IMUとLSを分離した場合は、組立後に精度確認試験を実施することとする。

2. 実施方法

①現場での実施方法

飛行コースと直交する横断方向に水平調整用基準点、標高調整用基準点をおおむね10m間隔で設置し、UAVレーザーによる計測結果から得られる既知点の水平較差、標高較差を計測する。

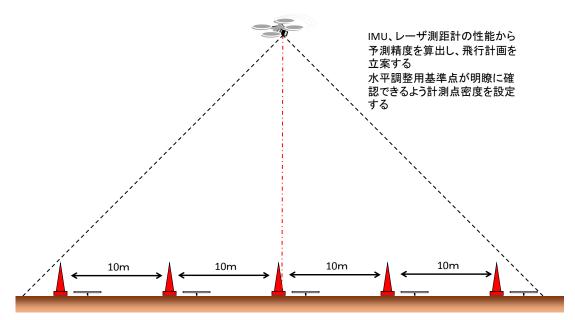


図 4-1 UAVレーザーと調整用基準点の設置

ここで、水平用基準点を用いる代わりに、計測範囲内にある建物壁面などを用いてもよい。この場合、水平座標精度は、壁面等に対して x 軸、y 軸が直交するようにUAVの姿勢を変えて、 X 軸、Y 軸それぞれについて計測・評価を行う。また、水平用基準点を用いる場合と同様に、壁面とUAVの離隔がおおむね 10m毎になるようUAVを飛行させ計測する。

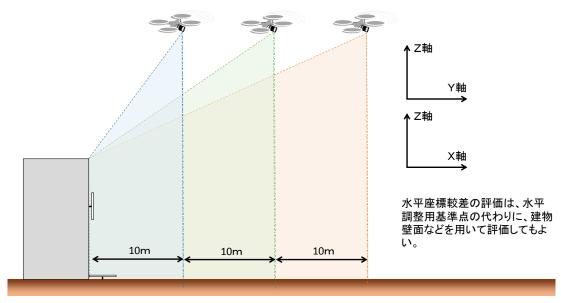


図 4-2 水平調整用基準点の代わりに壁面等を用いる場合

②事前の実施方法

上記と同様の手法を用いて、事前に精度確認を行うことも可能である。この場合、利用する現場条件を特定できないことから、計測機器の仕様に応じて、計測予定距離以上の距離に既知点を設置し、その精度を確認する。

3. 調整用基準点の検測

設置した調整用基準点の位置を測量する。測量手法は、水平位置については補助基準点測量**または、ネットワーク型RTK-GNSSによる単点観測法*に準じて行い、標高については4級水準測量に準じて行う。ここで、UAVレーザーの計測で使用する基準点や基準局(地上固定局等)と調整用基準点の検測を行う際に使用する基準点や基準局が整合するよう留意すること。例えば、UAVレーザーにRTK-GNSSを用い、調整用基準点の検測にネットワークRTKを用いる場合は座標が整合しているが、UAVレーザーにRTK-GNSSを用い、調整用基準点の検測に現場のローカルな座標系をもった基準杭を用いる場合は座標が整合していないため不適切である。

※補助基準点測量は、公共測量作業規程の準則「第 445 条」参照。単点観測法については、公共測量作業規程の準則 「第 59 条」参照。

4. 評価基準

UAVレーザーによる計測結果を前掲3の計測結果と比較し、その差が適正であることを確認する。

表 4-1 精度確認試験での精度確認基準

比較方法	用途と精度確認基準	備考
水平座標較差	出来形計測:10mm 以内 起工測量:40mm 以内 出来高計測:60mm 以内	要求精度を満足する、レーザー距離計の最大計測角を確認し、これを有効計測角とする。
標高較差	出来形計測:20mm 以内 起工測量:40mm 以内 出来高計測:60mm 以内	

5. 実施結果の記録

精度確認の実施結果を記録・提出する。

精度確認試験結果報告書

計測実施日:平成21年2月18日

機器の所有者・試験者あるいは精度管理担当者:(株) UAVレーザー測量

精度 太郎 印

精度確認の対象機器

メーカー : <u>㈱ABC社</u>

測定装置名称: TOKI

測定装置の製造番号: NNK0001

写真



検証機器(調整用基準点を計測する測定機器)

□TS : 3級TS以上

□SS製 ○○(2級)

写真

測定記録

測定期日: 平成29年2月18日

測定条件:天候 晴れ

気温 8℃

測定場所:(株) UAVレーザー測量

社内 資材ヤードにて

写真

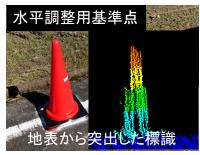


精度確認方法

標識:三角コーン

■水平調整用基準点との座標較差 ■標高調整用基準点との標高較差

標識:水平ターゲット板





• 精度確認試験結果 (詳細)

① 調整用基準点による確認

計測方法: TS による座標値計測

飛行対地高度: 30 m

水平調整用基準点					標高調整用基準点								
点名	X座標	Y座標	標高	点間距離	計測角	較差	点名	X座標	Y座標	標高	点間距離	計測角	較差
H01	48439.010	-39208.030	18.468	61.5	64.0	0.031	V01	48439.168	-39212.883	18.423	62.2	64.2	-0.013
H02	48439.327	-39217.745	18.425	51.8	59.9	0.014	V02	48439.470	-39222.120	18.424	52.9	60.5	0.012
H03	48439.613	-39226.517	18.432	43.0	55.1	0.000	V03	48439.760	-39231.017	18.431	44.0	55.7	0.008
H04	48439.932	-39236.291	18.436	33.2	47.9	0.020	V04	48440.101	-39241.477	18.438	33.6	48.2	-0.003
H05	48440.284	-39247.068	18.445	22.4	36.8	0.010	V05	48440.461	-39252.499	18.454	22.5	36.9	0.019
H06	48440.642	-39258.046	18.466	11.5	20.9	0.013	V06	48440.827	-39263.713	18.459	11.3	20.7	0.010
H07	48441.016	-39269.496	18.455	0.0	0.0	0.017	V07	48441.196	-39275.016	18.446	0.0	0.0	0.006
H08	48441.385	-39280.804	18.431	-11.3	-20.7	0.010	V08	48441.573	-39286.573	18.431	-11.6	-21.1	0.001
H09	48441.754	-39292.109	18.435	-22.6	-37.0	0.010	V09	48441.945	-39297.961	18.427	-23.0	-37.4	0.008
H10	48442.140	-39303.955	18.411	-34.5	-49.0	0.019	V10	48442.326	-39309.638	18.378	-34.6	-49.1	-0.003
H11	48442.513	-39315.386	18.360	-45.9	-56.8	0.013	V11	48442.698	-39321.039	18.356	-46.0	-56.9	-0.006
H12	48442.892	-39326.975	18.403	-57.5	-62.5	0.009	V12	48443.077	-39332.642	18.561	-57.7	-62.5	-0.002
H13	48443.270	-39338.582	18.837	-69.1	-66.5	0.029	V13	48443.456	-39344.264	19.121	-69.3	-66.6	-0.046



② 差の確認 (測定精度)

UAV レーザーの計測結果による計測点座標 − 調整用基準点座標:計測角

飛行対地高度 30 m

有効計測角 60度 以内 ; 合格(基準値30mm以内)